

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年 5 月22日提出
【計算期間】	第23期計算期間 （自 平成23年 2 月23日 至 平成24年 2 月22日）
【ファンド名】	ニュー トピックス インデックス
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梶嶋 文雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／株式／インデックス型に属し、主としてわが国の株式に実質的に投資し、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）をモデルとして運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
--------	------	--------	------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		日経225
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回（隔月）	欧州	ファミリー ファンド	TOPIX
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他（ ）	中南米		その他 ()
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東（中東）	ファンド・ オブ・ファンズ	
		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産（投資信託証券 (株式 一般)）	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの仕組み

■当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実

質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）で東京証券取引所第一部上場株式などを直接組み入れる場合があります。

b. ファンドの特色

■ 主としてニュー トピックス インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を通じて東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ◆当ファンドおよびマザーファンドにおける株式の運用については、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。
- ◆資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。
- ◆株式の実質組入比率は、高位を保ちますので、基準価額は大きく変動することがあります。

●東証株価指数（TOPIX）とは

東証株価指数（TOPIX）は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。東証株価指数は、昭和43年1月4日（基準時）の時価総額を100として昭和44年7月1日から株式会社東京証券取引所が算出・公表しています。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関わるすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行う権利を有しています。

株式会社東京証券取引所は、当ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

●東証株価指数（TOPIX）の特徴

1. 東証第一部上場の全銘柄を対象として算出しますので、市場全体の動きを確実に表します。
2. 各銘柄の上場株式数を考慮していますので、一部の小型値がさ株の動きに影響されにくい性質です。

なお、新規上場、上場廃止、増資などの市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して指数の連続性を維持します。

・東証株価指数(TOPIX)の算出方法

$$\text{毎日の指数} = \frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

・基準時の時価総額の修正方法

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times \frac{\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}}{\text{修正前日の時価総額}}$$

市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

■原則として、年1回（毎年2月22日、休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定いたします。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

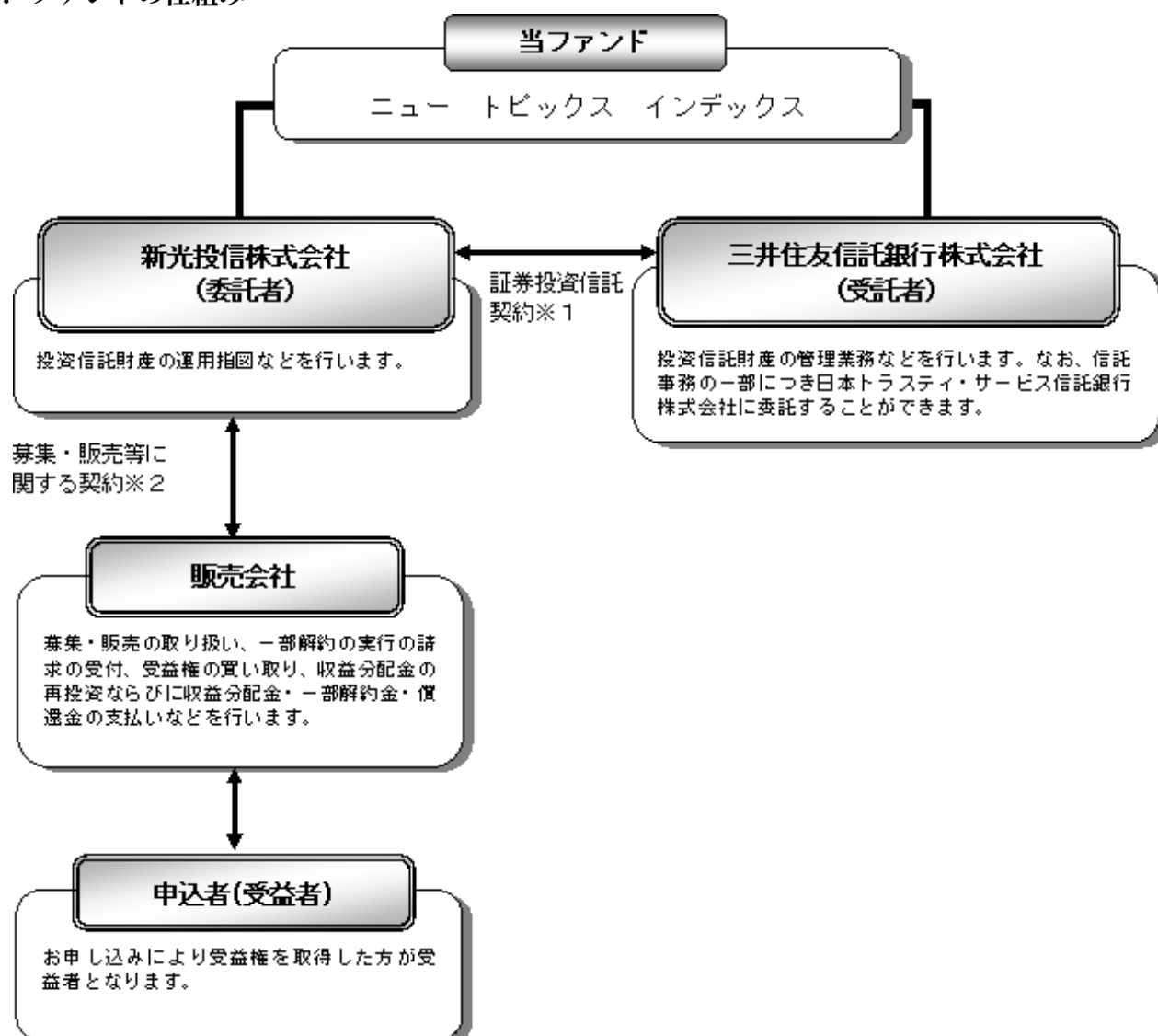
委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成元年2月23日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成11年1月20日	約款変更（運用の基本方針および信託期間の変更）
平成12年11月15日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成13年12月20日	新たな投資対象として「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額（平成24年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(平成24年3月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、東証株価指数をモデルとして運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

ニュー トピックス インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券ならびに東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 主としてマザーファンドへの投資を通してわが国の上場株式へ投資します。株式への投資にあたっては、投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。
 - (a) 株式の運用につきましては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。
 - (b) 資金の流出入に伴う売買にあたっては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。
 - (c) 株式の実質組入比率は、高位を保ちます。
- ② 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

- ④ 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

（ハ）主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

ニュー トピックス インデックス マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数に連動する投資成果をめざした運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 投資成果を東証株価指数の動きにできるだけ連動させるため、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい、約200銘柄以上の株式に分散投資を行います。
- ② 資金の流入に伴う売買にあたっては、原則として東京証券取引所における業種別、銘柄別時価構成比を勘案しながら、当社独自のポートフォリオ構築モデルにしたがい売買を行います。
- ③ 株式の組入比率は、高位を保ちます。
- ④ 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
- ⑤ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑥ 株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

※平成24年5月22日現在、「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
ニュー トピックス インデックス（変額年金）

新光7資産バランスファンド
新光世界バランスファンド35VA（適格機関投資家私募）
新光ワールドバランスファンドVA（適格機関投資家私募）
新光世界バランス35VAT（適格機関投資家私募）
ワールドバランスファンド30VA（適格機関投資家私募）
ワールドバランスファンド30VA2（適格機関投資家私募）

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限り、）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。

1. 株券、新株引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

b. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所ならびに外国の市場における邦貨建ての株式、株価指数にかかる先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イおよびロに掲げるものをいいます。）およびオプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）を限度とし、余裕金ならびに当日の取得申込口数が一部解約の実行の請求にかかる口数を上回る口数に相当する金額であると委託者において判断した額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

ます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

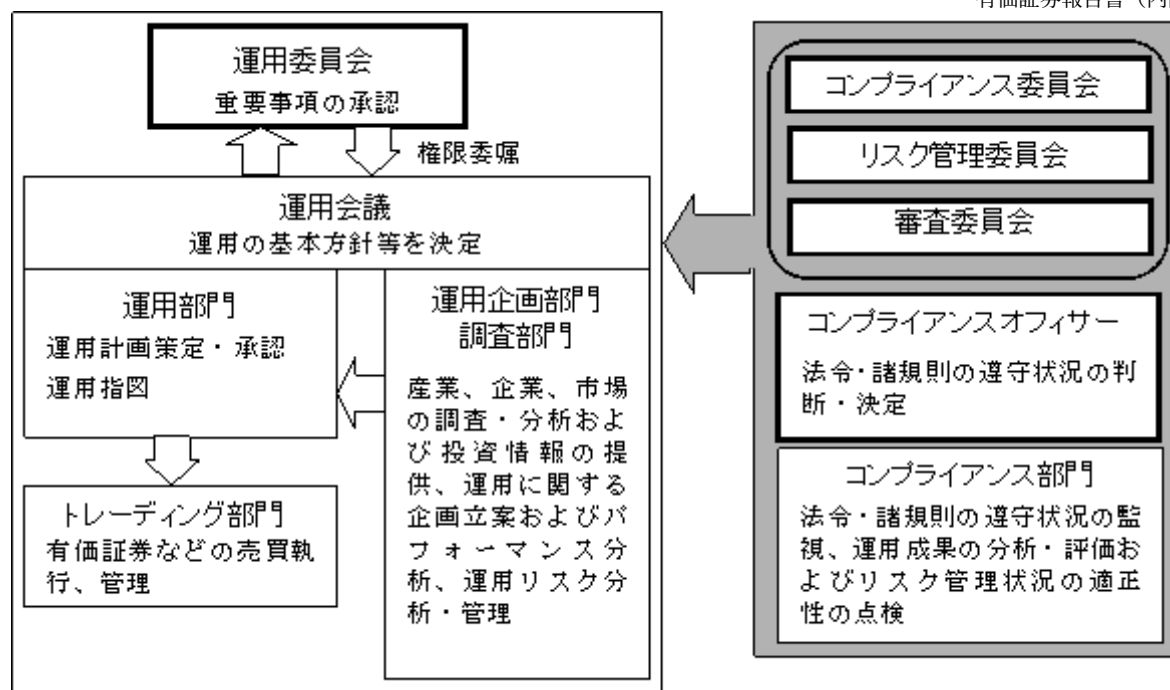
1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- （イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- （ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- （ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- （ニ）上記（ハ）において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- （ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- （ヘ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※上記は平成24年5月22日現在のものであり、今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・運用計画は運用調査本部長および副本部長により承認されます。

●DO

- ・ファンドマネージャーは承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサー（1名）は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則・約款の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、2月22日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 2. 分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。
 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
- 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

① 投資信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

b. 同一銘柄への投資割合

委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

d. 投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

e. 信用取引の指図範囲

（イ）委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付ける

ことの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

f. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を下記(ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ) 株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、
- (ハ) 上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
- (ニ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとし、

g. 資金の借入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
- (ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とし、
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとし、
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

h. 受託者の自己または利害関係人等との取引

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内の資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

（ロ）上記（イ）の取扱い、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

② 法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

a. 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受けて下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じて当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

e. 基準価額と東証株価指数のかい離

当ファンドは、東証株価指数との連動を目指して運用を行いますが、当ファンドの基準価額の値動きと東証株価指数の動向との間には若干の乖離が生ずることがあります。これは主に次の要因によるものです。

- ・ 信託報酬などの管理費用および株式売買委託手数料などの取引コストの負担
- ・ 東証株価指数の対象銘柄を当ファンドが全て組み入れているものではないことや当ファンドの先物取引の利用により、当ファンドと東証株価指数の構成に違いがあることによるもの
- ・ 東証株価指数と先物価格の連動性の差によるもの
- ・ 東証株価指数の算出株価と当ファンドの株式売買時の約定価格との差によるもの
- ・ 解約資金などに対応するため、当ファンドが現金を保有していることによるもの

f. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入
有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マ
ザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落す
る可能性があります。

g. 投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- （イ）当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング
オフ）の適用はありません。
- （ロ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があり
ます。
- （ハ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなくなることがあります。また、投資信託
財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に
切り替えることがあります。
- （ニ）短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証
券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価
額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ホ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地
変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがありま
す。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- （ヘ）投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、
分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額
は確定したものではありません。

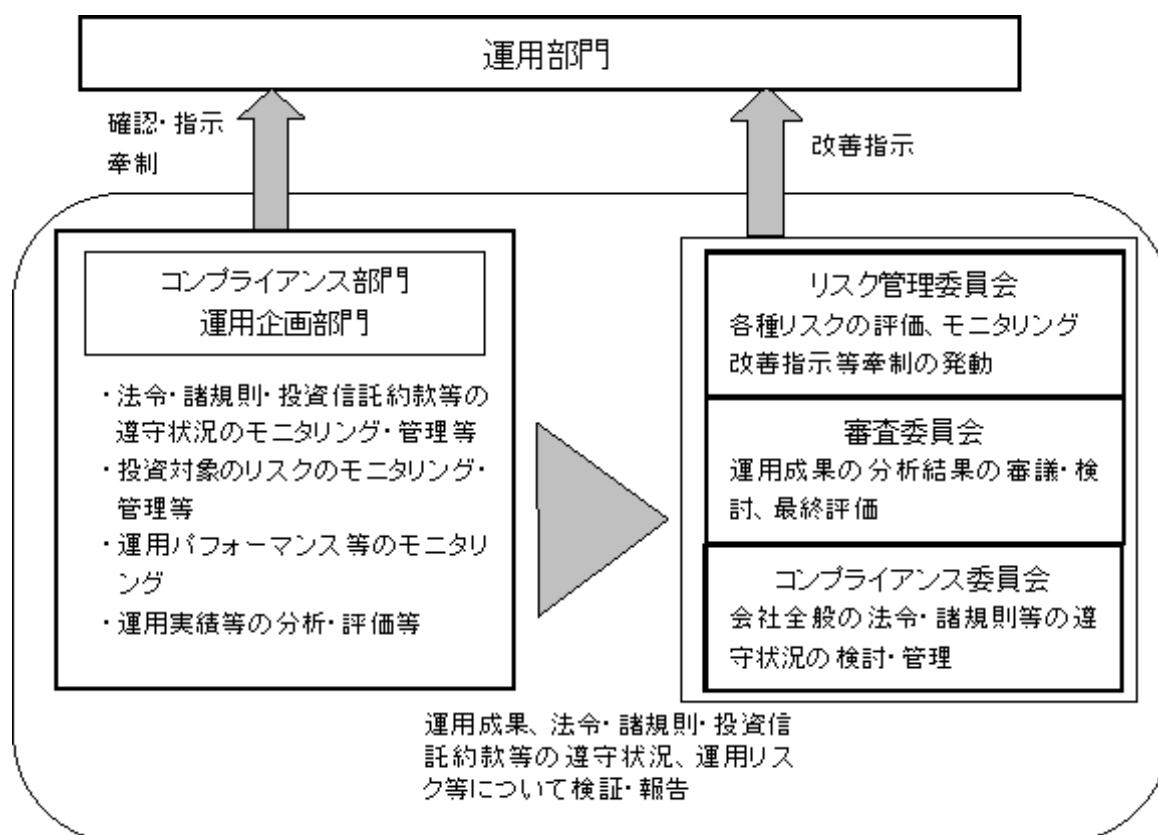
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買
益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と
比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の
一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より
基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4 【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご換金・償還までにかかるおもな費用と税金の概要
(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬+消費税等 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金（注）	普通分配金に対する所得税・地方税
ファンドの換金・償還時にかかる費用と税金	●換金・償還時の手数料等はありません。	
	◎換金代金・償還金にかかる税金（注）	譲渡益に対する所得税・地方税

（注）個人受益者と法人受益者とは税制が異なります。

平成25年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・換金時・償還時にかかる税金について、軽減税率が適用されます。

（詳しくは、後述の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。）

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5%）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※¹または「償還前乗り換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の63以内の率（0.63%以内）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.2625%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.2625%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.1050%（税込）

(4) 【その他の手数料等】

a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表1）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表1）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表1）

期 間	税 率
-----	-----

平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表2）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表2）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税のみ）

※平成25年1月1日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「d. 収益分配金の課税について」を

ご参照ください。)

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5） 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成24年3月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資信託	ニュー トピックス インデックス		円		%
		マザーファンド 受益証券	日 本	616,398,130	時価	99.9
			小 計	円 616,398,130	—	% 99.9
その他資産		コール・ローン等	日 本	円 555,656	負債控除後の 取得価額	% 0.1
—	純資産総額			円 616,953,786	—	% 100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成24年3月30日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式		円		%
		日 本	13,869,748,010	時価	95.8
		小 計	円 13,869,748,010	—	% 95.8
その他資産	コール・ローン等	日 本	円 603,632,217	負債控除後の 取得価額	% 4.2

—	純資産総額	円 14,473,380,227	—	% 100.0
---	-------	---------------------	---	------------

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年3月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量(口)	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	ニュー トピックス インデックス マザーファンド受益証券	日本	親投資 信託	625,340,500	0.9420	589,070,751	0.9857	616,398,130	99.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種類	投資比率 (%)
親投資信託	99.90
合計	99.90

株式業種別投資比率（平成24年3月30日現在）

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成24年3月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	154,400	2,637.00	407,152,800	3,570	551,208,000	3.80
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	889,400	334.00	297,059,600	412	366,432,800	2.53
3	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	100,400	2,553.00	256,321,200	3,145	315,758,000	2.18
4	キヤノン	日本	株式	電気機器	74,000	3,355.00	248,270,000	3,910	289,340,000	1.99
5	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	88,900	2,243.00	199,402,700	2,723	242,074,700	1.67
6	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1,509,700	109.00	164,557,300	135	203,809,500	1.40
7	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	54,100	3,925.00	212,342,500	3,755	203,145,500	1.40

8	ファナック	日本	株式	電気機器	12,400	11,650.00	144,460,000	14,680	182,032,000	1.25
9	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	46,700	3,215.00	150,140,500	3,645	170,221,500	1.17
10	三菱商事	日本	株式	卸売業	85,600	1,611.00	137,901,600	1,920	164,352,000	1.13
11	日立製作所	日本	株式	電気機器	267,000	418.00	111,606,000	531	141,777,000	0.97
12	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	296	399,000.00	118,104,000	466,000	137,936,000	0.95
13	三井物産	日本	株式	卸売業	101,400	1,219.00	123,606,600	1,357	137,599,800	0.95
14	小松製作所	日本	株式	機械	58,100	1,979.00	114,979,900	2,359	137,057,900	0.94
15	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	151,500	685.98	103,926,200	881	133,471,500	0.92
16	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	968	140,800.00	136,294,400	137,400	133,003,200	0.91
17	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	53,200	2,168.00	115,337,600	2,447	130,180,400	0.89
18	ソニー	日本	株式	電気機器	74,300	1,327.00	98,596,100	1,704	126,607,200	0.87
19	三菱地所	日本	株式	不動産業	82,000	1,155.00	94,710,000	1,476	121,032,000	0.83
20	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	49,100	2,162.00	106,154,200	2,458	120,687,800	0.83
21	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	20,700	4,805.00	99,463,500	5,210	107,847,000	0.74
22	信越化学工業	日本	株式	化学	22,400	3,740.00	83,776,000	4,780	107,072,000	0.73
23	パナソニック	日本	株式	電気機器	136,000	629.00	85,544,000	761	103,496,000	0.71
24	東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	44,600	1,751.00	78,094,600	2,271	101,286,600	0.69
25	KDDI	日本	株式	情報・通信業	182	499,000.00	90,818,000	536,000	97,552,000	0.67
26	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	27,700	3,100.00	85,870,000	3,400	94,180,000	0.65
27	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品先物 取引業	254,300	253.00	64,337,900	366	93,073,800	0.64
28	東芝	日本	株式	電気機器	251,000	313.00	78,563,000	364	91,364,000	0.63
29	国際石油開発帝石	日本	株式	鉱業	162	516,000.00	83,592,000	559,000	90,558,000	0.62
30	三菱電機	日本	株式	電気機器	119,000	729.00	86,751,000	732	87,108,000	0.60

種類別投資比率（平成24年3月30日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	95.82
合 計	95.82

株式業種別投資比率（平成24年3月30日現在）

業 種	投資比率（％）
水産・農林業	0.08
鉱業	0.71
建設業	2.28
食料品	3.47
繊維製品	0.89
パルプ・紙	0.34
化学	5.68
医薬品	4.55
石油・石炭製品	0.80
ゴム製品	0.75
ガラス・土石製品	1.07
鉄鋼	1.81

非鉄金属	1.16
金属製品	0.66
機械	4.89
電気機器	13.26
輸送用機器	10.29
精密機器	1.35
その他製品	1.52
電気・ガス業	2.87
陸運業	3.67
海運業	0.39
空運業	0.27
倉庫・運輸関連業	0.22
情報・通信業	5.83
卸売業	5.27
小売業	4.02
銀行業	9.15
証券、商品先物取引業	1.13
保険業	2.32
その他金融業	0.78
不動産業	2.36
サービス業	1.82
合 計	95.82

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成24年3月30日現在）

種 類	国・ 地域	資 産 名	買建・ 売建	数量 (枚)	簿 価 (円)	時 価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	TOPIX先物24年6月限	買建	68	571,434,988	582,760,000	4.02

（注）時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所および外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第14期計算期間末	1,282,619,943	1,282,619,943	3,324	3,324
第15期計算期間末	1,429,652,329	1,433,048,357	4,210	4,220
第16期計算期間末	1,500,572,655	1,503,840,550	4,592	4,602
第17期計算期間末	1,776,832,265	1,779,609,195	6,399	6,409

第18期計算期間末	1,745,592,667	1,748,019,715	7,192	7,202
第19期計算期間末	1,294,179,992	1,294,179,992	5,307	5,307
第20期計算期間末	620,776,863	620,776,863	2,993	2,993
第21期計算期間末	679,340,171	679,340,171	3,730	3,730
第22期計算期間末	726,273,934	727,190,192	3,963	3,968
第23期計算期間末 (平成24年2月22日)	593,090,852	593,090,852	3,475	3,475
平成23年3月末日	684,167,525	—	3,635	—
平成23年4月末日	670,203,050	—	3,563	—
平成23年5月末日	658,157,648	—	3,505	—
平成23年6月末日	665,640,908	—	3,552	—
平成23年7月末日	658,734,992	—	3,517	—
平成23年8月末日	567,351,281	—	3,221	—
平成23年9月末日	565,176,913	—	3,210	—
平成23年10月末日	564,858,187	—	3,219	—
平成23年11月末日	531,504,655	—	3,069	—
平成23年12月末日	527,924,650	—	3,071	—
平成24年1月末日	547,775,452	—	3,182	—
平成24年2月末日	600,257,180	—	3,519	—
平成24年3月末日	616,953,786	—	3,634	—

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第14期計算期間 (平成15年2月24日)	0円
第15期計算期間 (平成16年2月23日)	10円
第16期計算期間 (平成17年2月22日)	10円
第17期計算期間 (平成18年2月22日)	10円
第18期計算期間 (平成19年2月22日)	10円
第19期計算期間 (平成20年2月22日)	0円
第20期計算期間 (平成21年2月23日)	0円
第21期計算期間 (平成22年2月22日)	0円
第22期計算期間 (平成23年2月22日)	5円
第23期計算期間 (平成24年2月22日)	0円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第14期計算期間 (平成15年2月24日)	△ 15.0%
第15期計算期間 (平成16年2月23日)	27.0%
第16期計算期間 (平成17年2月22日)	9.3%
第17期計算期間 (平成18年2月22日)	39.6%
第18期計算期間 (平成19年2月22日)	12.5%
第19期計算期間 (平成20年2月22日)	△ 26.2%
第20期計算期間 (平成21年2月23日)	△ 43.6%
第21期計算期間 (平成22年2月22日)	24.6%
第22期計算期間 (平成23年2月22日)	6.4%
第23期計算期間 (平成24年2月22日)	△ 12.3%

（注1）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注2）収益率は小数第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第14期計算期間	131,215,891口	769,287,574口
第15期計算期間	74,756,959口	537,639,172口
第16期計算期間	177,731,789口	305,865,300口
第17期計算期間	237,316,347口	728,280,865口
第18期計算期間	690,890,595口	1,040,773,062口
第19期計算期間	360,894,633口	349,513,711口
第20期計算期間	190,700,853口	555,185,759口
第21期計算期間	76,039,340口	328,939,043口
第22期計算期間	296,866,516口	285,394,408口
第23期計算期間	81,892,544口	207,598,548口

<参考情報>

運用実績

ニュー トビックス インデックス

2012年3月30日現在

<基準価額・純資産の推移>

(2002年4月1日～2012年3月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

<分配の推移>

2012年2月	0円
2011年2月	5円
2010年2月	0円
2009年2月	0円
2008年2月	0円
直近10年累計	45円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。
 ※分配の推移は、資産の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	95.74%
その他資産	4.26%
合計	100.00%
株式先物	4.02%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

業種別配分（ニュー トビックス インデックス マザーファンド）

業種	純資産比率
電気機器	13.26%
輸送用機器	10.29%
銀行業	9.15%
情報・通信業	5.83%
化学	5.68%
その他	51.59%
合計	95.82%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄（ニュー トビックス インデックス マザーファンド）

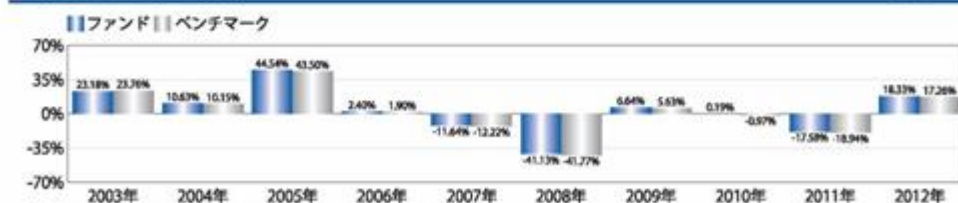
銘柄名	業種	純資産比率
トヨタ自動車	輸送用機器	3.80%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.53%
本田技研工業	輸送用機器	2.18%
キヤノン	電気機器	1.99%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.67%
みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.40%
日本電信電話	情報・通信業	1.40%
ファナック	電気機器	1.25%
武田薬品工業	医薬品	1.17%
三菱商事	卸売業	1.13%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数：1,192銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を単純に合算して計算しています。

※ベンチマークは東証株価指数(TOPIX)です。

※2012年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）」

申込手数料」をご参照ください。）

- (ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「ニュー トピックス インデックス自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。
- (ハ) 取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

2【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位で一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- (ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

- (ホ) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (ヘ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

（ト）上記（ヘ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

b. 受益権の買い取り

（イ）販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位でその受益権を買い取ります。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

※上記の換金単位は、換金時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（ロ）受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

<買取請求時の税相当額>

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

（ニ）販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。

（ホ）上記（ニ）により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記（ロ）の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月23日から翌年2月22日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

- (イ) 委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第41条第2項から第5項の規定にしたがいます。

- (ロ) 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第41条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (ハ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (ニ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第46条第4項に該当する場合を除き、当

該委託者と受託者との間において存続します。

- (ホ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

（イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

（ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

（イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

（ロ）受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

（ハ）上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りまゝ。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務
2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第22期計算期間（平成22年2月23日から平成23年2月22日まで）及び第23期計算期間（平成23年2月23日から平成24年2月22日まで）について同内閣府令附則第3条1項1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第22期計算期間（平成22年2月23日から平成23年2月22日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第23期計算期間（平成23年2月23日から平成24年2月22日まで）については同内閣府令附則第2条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（平成22年2月23日から平成23年2月22日まで）及び第23期計算期間（平成23年2月23日から平成24年2月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

ニュー トビックス インデックス 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (平成23年 2月22日現在)	第23期 (平成24年 2月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,521,219	2,345,785
親投資信託受益証券	725,864,768	592,525,519
未収入金	500,000	1,300,000
未収利息	6	3
流動資産合計	729,885,993	596,171,307
資産合計	729,885,993	596,171,307
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	916,258	—
未払解約金	587,329	1,331,092
未払受託者報酬	348,023	289,642
未払委託者報酬	1,740,050	1,448,170
その他未払費用	20,399	11,551
流動負債合計	3,612,059	3,080,455
負債合計	3,612,059	3,080,455
純資産の部		
元本等		
元本	1,832,516,851	1,706,810,847
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,106,242,917	△1,113,719,995
（分配準備積立金）	175,802,520	156,526,247
元本等合計	726,273,934	593,090,852
純資産合計	726,273,934	593,090,852
負債純資産合計	729,885,993	596,171,307

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 自平成22年 2月23日 至平成23年 2月22日	第23期 自平成23年 2月23日 至平成24年 2月22日
営業収益		
受取利息	937	585
有価証券売買等損益	49,790,238	△89,739,249
営業収益合計	49,791,175	△89,738,664
営業費用		
受託者報酬	697,993	632,889
委託者報酬	3,489,848	3,164,319
その他費用	43,659	27,823
営業費用合計	4,231,500	3,825,031
営業利益	45,559,675	△93,563,695
経常利益	45,559,675	△93,563,695
当期純利益	45,559,675	△93,563,695
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,016,472	△12,472,666
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,141,704,572	△1,106,242,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	179,072,319	125,431,352
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	179,072,319	125,431,352
剰余金減少額又は欠損金増加額	187,237,609	51,817,401
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	187,237,609	51,817,401
分配金	916,258	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,106,242,917	△1,113,719,995

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第22期 [平成23年 2月22日現在]	第23期 [平成24年 2月22日現在]
1.期首元本額	1,821,044,743円	1,832,516,851円
期中追加設定元本額	296,866,516円	81,892,544円
期中一部解約元本額	285,394,408円	207,598,548円
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,106,242,917円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,113,719,995円であります。
3.計算期間末日における受益権の総数	1,832,516,851口	1,706,810,847口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(937円)、費用控除後繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(197,215,341円)及び分配準備積立金(176,717,841円)より分配対象収益は373,934,119円(1万口当たり2,040.54円)であり、うち916,258円(1万口当たり5円)を分配しております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(190,900,710円)及び分配準備積立金(156,526,247円)より分配対象収益は347,426,957円(1万口当たり2,035.52円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
-----	--	--

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
1. 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1. 親投資信託受益証券 同左
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第22期 [平成23年 2月22日現在]	第23期 [平成24年 2月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託 受益証券	48,472,564	△76,864,776

合 計	48,472,564	△76,864,776
-----	------------	-------------

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種 類	第22期 [平成23年 2月22日現在]	第23期 [平成24年 2月22日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第22期 自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	第23期 自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第22期 [平成23年 2月22日現在]	第23期 [平成24年 2月22日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.3963円 (3,963円)	0.3475円 (3,475円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
親投資信託受益証券	ニュー トピックス インデックス マザーファンド	629,007,982	592,525,519	
合 計		629,007,982	592,525,519	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成23年 2月22日現在]	[平成24年 2月22日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	611,969,544	398,806,039
株式	16,005,536,440	13,935,220,525
派生商品評価勘定	9,863,719	34,645,568
未収入金	—	291,788,475
未収配当金	15,478,050	15,286,200
未収利息	1,069	592
流動資産合計	16,642,848,822	14,675,747,399
資産合計	16,642,848,822	14,675,747,399
負債の部		
流動負債		
前受金	20,305,000	31,142,000
未払解約金	100,500,000	51,300,000
流動負債合計	120,805,000	82,442,000
負債合計	120,805,000	82,442,000
純資産の部		
元本等		
元本	15,474,740,627	15,491,668,365
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,047,303,195	△898,362,966
元本等合計	16,522,043,822	14,593,305,399
純資産合計	16,522,043,822	14,593,305,399
負債純資産合計	16,642,848,822	14,675,747,399

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左

（追加情報）

自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-----

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成23年 2月22日現在]	[平成24年 2月22日現在]
1. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 147,382,100円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の通り差入を行っております。 株式 115,955,200円
2. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	17,770,190,063円	15,474,740,627円
同期中における追加設定元本額	1,365,439,201円	1,562,462,934
同期中における一部解約元本額	3,660,888,637円	1,545,535,196
同期末における元本の内訳		
ニュー トピックス インデックス	679,839,626円	629,007,982円
新光7資産バランスファンド	1,708,298,434円	1,263,477,531円
ニュー トピックス インデックス（変額年金）	1,715,254,844円	1,522,103,602円
新光世界バランスファンド35VA（適格機関投資家私募）	3,166,731,350円	3,423,309,073円
新光ワールドバランスファンドVA（適格機関投資家私募）	3,786,505,092円	4,063,653,502円
新光世界バランス35VAT（適格機関投資家私募）	467,316,564円	487,767,741円
ワールドバランスファンド30VA（適格機関投資家私募）	2,919,020,299円	3,034,867,107円
ワールドバランスファンド30VA2（適格機関投資家私募）	1,031,774,418円	1,067,481,827円
合 計	15,474,740,627円	15,491,668,365円
3. 元本の欠損	-----	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は898,362,966円であります。
4. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	15,474,740,627口	15,491,668,365口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 また、当ファンドは、信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。	同左

2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 ①市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 ②信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 ③流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

①貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

②時価の算定方法

自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
1.株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	1.株式 同左
2.派生商品評価勘定（先物取引） 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	2.派生商品評価勘定（先物取引） 同左
3.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	3.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成23年 2月22日現在]	[平成24年 2月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	438,848,484	1,530,760,454

合 計	438,848,484	1,530,760,454
-----	-------------	---------------

（注）「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

株式関連

種 類	[平成23年 2月22日現在]				[平成24年 2月22日現在]			
	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引 株価指数先 物取引								
買 建	496,816,281	—	506,680,000	9,863,719	535,984,432	—	570,630,000	34,645,568
TOPIX先物	496,816,281	—	506,680,000	9,863,719	535,984,432	—	570,630,000	34,645,568
合 計	496,816,281	—	506,680,000	9,863,719	535,984,432	—	570,630,000	34,645,568

（注）1.時価の算定方法

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算
値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

※ 上記の取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成22年 2月23日 至 平成23年 2月22日	自 平成23年 2月23日 至 平成24年 2月22日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成23年 2月22日現在]	[平成24年 2月22日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末にお ける当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.0677円	0.9420円
（1万口当たり純資産額）	(10,677円)	(9,420円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
日本水産	16,000	275	4,400,000	
マルハニチロホールディングス	27,000	142	3,834,000	
サカタのタネ	2,000	1,129	2,258,000	
ホクト	1,400	1,715	2,401,000	

日鉄鉱業	6,000	400	2,400,000	
三井松島産業	9,000	186	1,674,000	
国際石油開発帝石	169	577,000	97,513,000	
日本海洋掘削	500	2,730	1,365,000	
石油資源開発	2,000	3,980	7,960,000	
ショーボンドホールディングス	1,200	1,870	2,244,000	
ミライト・ホールディングス	3,900	603	2,351,700	
間組	3,700	259	958,300	
東急建設	10,090	224	2,260,160	
コムシスホールディングス	6,700	885	5,929,500	
ミサワホーム	2,000	742	1,484,000	
高松コンストラクショングループ	1,300	1,244	1,617,200	
東建コーポレーション	520	2,896	1,505,920	
大成建設	70,000	211	14,770,000	
大林組	42,000	354	14,868,000	
清水建設	42,000	331	13,902,000	
飛島建設	13,600	118	1,604,800	
長谷工コーポレーション	86,500	61	5,276,500	
松井建設	4,000	320	1,280,000	
鹿島建設	65,000	251	16,315,000	
不動テトラ	9,800	166	1,626,800	
鉄建建設	16,000	118	1,888,000	
安藤建設	3,000	137	411,000	
太平工業	4,000	423	1,692,000	
西松建設	18,000	196	3,528,000	
前田建設工業	9,000	328	2,952,000	
奥村組	13,000	328	4,264,000	
東鉄工業	2,000	758	1,516,000	
戸田建設	15,000	288	4,320,000	
熊谷組	19,000	92	1,748,000	
北野建設	2,000	191	382,000	
矢作建設工業	4,300	425	1,827,500	
大東建託	5,300	6,900	36,570,000	
N I P P O	3,000	887	2,661,000	
前田道路	4,000	954	3,816,000	
日本道路	8,000	346	2,768,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
東亜建設工業	12,000	175	2,100,000	
若築建設	11,000	114	1,254,000	
東洋建設	21,000	87	1,827,000	
五洋建設	17,500	272	4,760,000	
住友林業	9,500	718	6,821,000	
日本基礎技術	1,000	336	336,000	
日成ビルド工業	3,000	195	585,000	
エス・バイ・エル	7,000	174	1,218,000	
巴コーポレーション	1,200	331	397,200	
パナホーム	5,000	543	2,715,000	
大和ハウス工業	35,000	1,018	35,630,000	
ライト工業	2,800	506	1,416,800	

積水ハウス	39,000	753	29,367,000	
西部電気工業	5,000	356	1,780,000	
中電工	2,000	870	1,740,000	
関電工	6,000	425	2,550,000	
きんでん	9,000	641	5,769,000	
日本電設工業	3,000	737	2,211,000	
協和エクシオ	4,500	728	3,276,000	
新日本空調	1,000	459	459,000	
九電工	4,000	513	2,052,000	
三機工業	4,000	436	1,744,000	
日揮	13,000	2,255	29,315,000	
中外炉工業	7,000	295	2,065,000	
太平電業	3,000	618	1,854,000	
高砂熱学工業	4,000	635	2,540,000	
大気社	2,100	1,645	3,454,500	
ダイダン	3,000	521	1,563,000	
日比谷総合設備	1,700	857	1,456,900	
東芝プラントシステム	2,000	918	1,836,000	
東洋エンジニアリング	7,000	324	2,268,000	
千代田化工建設	11,000	903	9,933,000	
新興プランテック	2,800	707	1,979,600	
日本製粉	9,000	373	3,357,000	
日清製粉グループ本社	12,500	959	11,987,500	
昭和産業	6,000	254	1,524,000	
鳥越製粉	2,100	684	1,436,400	
協同飼料	13,000	99	1,287,000	
日本甜菜製糖	17,000	186	3,162,000	
三井製糖	5,000	271	1,355,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
森永製菓	14,000	191	2,674,000	
中村屋	3,000	417	1,251,000	
江崎グリコ	5,000	900	4,500,000	
不二家	8,000	168	1,344,000	
山崎製パン	10,000	1,090	10,900,000	
モロゾフ	12,000	275	3,300,000	
カルビー	700	3,705	2,593,500	
森永乳業	12,000	302	3,624,000	
ヤクルト本社	7,400	2,491	18,433,400	
明治ホールディングス	4,100	3,420	14,022,000	
雪印メグミルク	3,000	1,527	4,581,000	
日本ハム	11,000	1,029	11,319,000	
伊藤ハム	8,000	316	2,528,000	
丸大食品	7,000	319	2,233,000	
米久	600	747	448,200	
サッポロホールディングス	23,000	301	6,923,000	
アサヒグループホールディングス	26,000	1,814	47,164,000	
キリンホールディングス	56,000	970	54,320,000	
宝ホールディングス	12,000	516	6,192,000	
オエノンホールディングス	9,000	190	1,710,000	

コカ・コーラウエスト	4,700	1,361	6,396,700	
コカ・コーラ セントラル ジャパン	1,600	1,008	1,612,800	
ダイドードリンコ	600	3,120	1,872,000	
伊藤園	3,900	1,340	5,226,000	
キーコーヒー	1,200	1,484	1,780,800	
ジャパンフーズ	1,300	845	1,098,500	
日清オイリオグループ	5,000	338	1,690,000	
不二製油	3,400	1,111	3,777,400	
キッコーマン	11,000	885	9,735,000	
味の素	37,000	950	35,150,000	
キューピー	7,100	1,142	8,108,200	
ハウス食品	4,900	1,425	6,982,500	
カゴメ	5,400	1,599	8,634,600	
焼津水産化学工業	3,100	751	2,328,100	
アリアケジャパン	1,300	1,597	2,076,100	
ニチレイ	16,000	387	6,192,000	
東洋水産	6,000	2,013	12,078,000	
日清食品ホールディングス	5,400	3,005	16,227,000	
フジッコ	1,000	1,016	1,016,000	
ロック・フィールド	1,800	1,380	2,484,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
日本たばこ産業	307	432,000	132,624,000	
ミヨシ油脂	9,000	114	1,026,000	
片倉工業	3,100	737	2,284,700	
ゲンゼ	10,000	247	2,470,000	
東洋紡績	55,000	116	6,380,000	
富士紡ホールディングス	10,000	173	1,730,000	
日清紡ホールディングス	8,000	749	5,992,000	
倉敷紡績	13,000	162	2,106,000	
シキボウ	17,000	113	1,921,000	
日本毛織	4,000	588	2,352,000	
ダイドーリミテッド	2,400	676	1,622,400	
帝国繊維	2,000	580	1,160,000	
帝人	53,000	260	13,780,000	
東レ	94,000	573	53,862,000	
サカイオーベックス	8,000	148	1,184,000	
アツギ	22,000	102	2,244,000	
ダイニック	3,000	166	498,000	
セーレン	3,200	492	1,574,400	
小松精練	5,000	391	1,955,000	
ワコールホールディングス	8,000	1,008	8,064,000	
ホギメディカル	800	3,345	2,676,000	
T S I ホールディングス	5,800	439	2,546,200	
三陽商会	10,000	215	2,150,000	
オンワードホールディングス	8,000	655	5,240,000	
ルック	1,000	241	241,000	
ゴールドウイン	6,000	460	2,760,000	
デサント	3,000	421	1,263,000	
特種東海製紙	8,000	180	1,440,000	

王子製紙	57,000	403	22,971,000	
三菱製紙	18,000	83	1,494,000	
北越紀州製紙	8,000	520	4,160,000	
大王製紙	5,000	544	2,720,000	
日本製紙グループ本社	6,300	1,772	11,163,600	
レンゴー	10,000	566	5,660,000	
トーモク	11,000	227	2,497,000	
クラレ	20,600	1,147	23,628,200	
旭化成	75,000	508	38,100,000	
昭和電工	81,000	180	14,580,000	
住友化学	89,000	337	29,993,000	
住友精化	5,000	365	1,825,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
日産化学工業	9,900	807	7,989,300	
ラサ工業	10,000	131	1,310,000	
クレハ	8,000	413	3,304,000	
テイカ	3,000	302	906,000	
石原産業	22,000	89	1,958,000	
日本曹達	8,000	376	3,008,000	
東ソー	35,000	239	8,365,000	
トクヤマ	20,000	298	5,960,000	
セントラル硝子	12,000	373	4,476,000	
東亜合成	16,000	373	5,968,000	
ダイソー	5,000	263	1,315,000	
関東電化工業	4,000	298	1,192,000	
電気化学工業	27,000	335	9,045,000	
信越化学工業	23,200	4,385	101,732,000	
堺化学工業	5,000	316	1,580,000	
エア・ウォーター	11,000	1,032	11,352,000	
大陽日酸	17,000	536	9,112,000	
日本化学工業	13,000	151	1,963,000	
日本パーカライジング	3,000	1,186	3,558,000	
高圧ガス工業	1,000	481	481,000	
チタン工業	1,000	382	382,000	
戸田工業	2,000	637	1,274,000	
ステラ ケミファ	600	2,192	1,315,200	
日本触媒	9,000	962	8,658,000	
大日精化工業	5,000	380	1,900,000	
カネカ	16,000	461	7,376,000	
三菱瓦斯化学	22,000	518	11,396,000	
三井化学	55,000	277	15,235,000	
J S R	11,800	1,653	19,505,400	
東京応化工業	2,300	1,896	4,360,800	
三菱ケミカルホールディングス	81,000	477	38,637,000	
日本合成化学工業	4,000	495	1,980,000	
ダイセル	17,000	530	9,010,000	
住友ベークライト	11,000	480	5,280,000	
積水化学工業	27,000	678	18,306,000	
日本ゼオン	12,000	727	8,724,000	

アイカ工業	3,400	1,165	3,961,000	
宇部興産	54,000	239	12,906,000	
積水樹脂	2,000	822	1,644,000	
タキロン	5,000	282	1,410,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
旭有機材工業	8,000	229	1,832,000	
日立化成工業	5,600	1,526	8,545,600	
大倉工業	7,000	263	1,841,000	
積水化成品工業	4,000	290	1,160,000	
群栄化学工業	2,000	215	430,000	
日本カーリット	1,300	413	536,900	
日本化薬	9,000	767	6,903,000	
日本精化	1,800	555	999,000	
A D E K A	5,600	786	4,401,600	
日油	10,000	407	4,070,000	
ハリマ化成	500	572	286,000	
花王	34,400	2,060	70,864,000	
第一工業製薬	4,000	235	940,000	
三洋化成工業	4,000	544	2,176,000	
大日本塗料	16,000	99	1,584,000	
日本ペイント	12,000	647	7,764,000	
関西ペイント	15,000	787	11,805,000	
中国塗料	4,000	560	2,240,000	
藤倉化成	4,400	425	1,870,000	
太陽ホールディングス	1,100	2,205	2,425,500	
D I C	49,000	158	7,742,000	
サカタインクス	5,000	382	1,910,000	
東洋インキ S Cホールディングス	12,000	326	3,912,000	
富士フイルムホールディングス	27,700	2,007	55,593,900	
資生堂	21,500	1,382	29,713,000	
ライオン	15,000	469	7,035,000	
高砂香料工業	4,000	378	1,512,000	
マンダム	1,300	1,980	2,574,000	
ミルボン	700	2,342	1,639,400	
ファンケル	3,300	1,056	3,484,800	
コーセー	2,100	1,827	3,836,700	
ドクターシーラボ	8	379,500	3,036,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	1,300	2,020	2,626,000	
コニシ	1,800	1,090	1,962,000	
長谷川香料	1,600	1,213	1,940,800	
小林製薬	1,800	3,980	7,164,000	
荒川化学工業	2,000	733	1,466,000	
日本高純度化学	8	213,400	1,707,200	
アース製薬	900	2,881	2,592,900	
大成ラミック	1,100	2,575	2,832,500	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	

クミアイ化学工業	1,000	350	350,000	
日本農薬	5,000	355	1,775,000	
アキレス	22,000	121	2,662,000	
有沢製作所	3,700	354	1,309,800	
日東電工	10,700	3,315	35,470,500	
レック	300	1,278	383,400	
きもと	1,800	548	986,400	
藤森工業	1,600	1,253	2,004,800	
前澤化成工業	2,100	848	1,780,800	
J S P	1,100	1,253	1,378,300	
エフピコ	600	5,360	3,216,000	
信越ポリマー	4,700	374	1,757,800	
東リ	7,000	170	1,190,000	
ニフコ	2,900	2,137	6,197,300	
日本バルカー工業	10,000	232	2,320,000	
ユニ・チャーム	7,200	4,100	29,520,000	
協和発酵キリン	18,000	899	16,182,000	
武田薬品工業	48,500	3,560	172,660,000	(注)
アステラス製薬	28,800	3,265	94,032,000	
大日本住友製薬	9,200	833	7,663,600	
塩野義製薬	20,200	1,103	22,280,600	
田辺三菱製薬	12,900	1,101	14,202,900	
あすか製薬	3,000	518	1,554,000	
日本新薬	3,000	964	2,892,000	
中外製薬	15,000	1,282	19,230,000	
科研製薬	5,000	1,029	5,145,000	
エーザイ	15,900	3,245	51,595,500	
ロート製薬	5,000	937	4,685,000	
小野薬品工業	6,300	4,400	27,720,000	
久光製薬	4,000	3,610	14,440,000	
持田製薬	5,000	946	4,730,000	
参天製薬	4,400	3,160	13,904,000	
扶桑薬品工業	9,000	229	2,061,000	
ツムラ	3,500	2,357	8,249,500	
日医工	2,200	1,803	3,966,600	
キッセイ薬品工業	2,400	1,606	3,854,400	
生化学工業	2,500	910	2,275,000	
栄研化学	1,900	1,100	2,090,000	
鳥居薬品	1,200	1,521	1,825,200	
東和薬品	700	3,395	2,376,500	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
沢井製薬	900	7,970	7,173,000	
ゼリア新薬工業	2,000	1,335	2,670,000	
第一三共	43,600	1,462	63,743,200	
キョーリン製薬ホールディングス	3,000	1,463	4,389,000	
大幸薬品	700	838	586,600	
大塚ホールディングス	25,700	2,203	56,617,100	
大正製薬ホールディングス	3,100	7,200	22,320,000	
日本コークス工業	16,000	133	2,128,000	

昭和シェル石油	11,600	565	6,554,000	
コスモ石油	36,000	238	8,568,000	
ニチレキ	5,000	449	2,245,000	
東燃ゼネラル石油	20,000	772	15,440,000	
ユシロ化学工業	1,700	904	1,536,800	
出光興産	1,500	8,440	12,660,000	
J Xホールディングス	143,800	506	72,762,800	
横浜ゴム	16,000	528	8,448,000	
東洋ゴム工業	10,000	215	2,150,000	
ブリヂストン	40,600	1,891	76,774,600	
住友ゴム工業	10,100	1,011	10,211,100	
オカモト	5,000	310	1,550,000	
ニッタ	1,300	1,426	1,853,800	
東海ゴム工業	2,400	969	2,325,600	
三ツ星ベルト	3,000	430	1,290,000	
バンドー化学	5,000	314	1,570,000	
日東紡績	10,000	279	2,790,000	
旭硝子	64,000	698	44,672,000	
日本板硝子	56,000	141	7,896,000	
日本山村硝子	11,000	207	2,277,000	
日本電気硝子	25,000	731	18,275,000	
住友大阪セメント	26,000	237	6,162,000	
太平洋セメント	76,000	177	13,452,000	
日本ヒューム	2,000	403	806,000	
東海カーボン	11,000	445	4,895,000	
日本カーボン	7,000	229	1,603,000	
東洋炭素	600	3,340	2,004,000	
ノリタケカンパニーリミテド	7,000	262	1,834,000	
TOTO	20,000	619	12,380,000	
日本碍子	17,000	1,065	18,105,000	
日本特殊陶業	11,000	1,086	11,946,000	
MARUWA	500	3,225	1,612,500	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
品川リフラクトリーズ	3,000	242	726,000	
黒崎播磨	5,000	284	1,420,000	
フジミインコーポレーテッド	1,800	1,046	1,882,800	
ニチアス	6,000	466	2,796,000	
ニチハ	2,000	948	1,896,000	
新日本製鐵	340,000	228	77,520,000	
住友金属工業	240,000	163	39,120,000	
神戸製鋼所	179,000	141	25,239,000	
日新製鋼	46,000	136	6,256,000	
合同製鐵	7,000	216	1,512,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	30,700	1,695	52,036,500	
東京製鐵	6,600	666	4,395,600	
共英製鋼	1,400	1,447	2,025,800	
大和工業	3,000	2,581	7,743,000	
東京鐵鋼	2,000	315	630,000	
大阪製鐵	900	1,489	1,340,100	

淀川製鋼所	9,000	368	3,312,000	
東洋鋼鈑	5,000	319	1,595,000	
丸一鋼管	4,000	1,815	7,260,000	
モリ工業	2,000	293	586,000	
大同特殊鋼	22,000	531	11,682,000	
日本金属工業	20,000	77	1,540,000	
日本冶金工業	11,000	137	1,507,000	
山陽特殊製鋼	6,000	440	2,640,000	
愛知製鋼	7,000	436	3,052,000	
日立金属	8,000	976	7,808,000	
大平洋金属	9,000	459	4,131,000	
日本電工	5,000	354	1,770,000	
栗本鐵工所	9,000	207	1,863,000	
三菱製鋼	8,000	260	2,080,000	
日本軽金属	29,000	127	3,683,000	
大紀アルミニウム工業所	1,000	307	307,000	
三井金属鉱業	35,000	235	8,225,000	
東邦亜鉛	7,000	346	2,422,000	
三菱マテリアル	81,000	261	21,141,000	
住友金属鉱山	34,000	1,218	41,412,000	
DOWAホールディングス	15,000	526	7,890,000	
古河機械金属	22,000	79	1,738,000	
大阪チタニウムテクノロジーズ	1,300	3,495	4,543,500	
東邦チタニウム	2,100	1,410	2,961,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
住友軽金属工業	31,000	81	2,511,000	
古河スカイ	8,000	241	1,928,000	
古河電気工業	41,000	225	9,225,000	
住友電気工業	45,700	1,023	46,751,100	
フジクラ	19,000	276	5,244,000	
昭和電線ホールディングス	23,000	81	1,863,000	
タツタ電線	4,000	407	1,628,000	
日立電線	10,000	191	1,910,000	
リョービ	7,000	326	2,282,000	
アサヒホールディングス	1,800	1,634	2,941,200	
三協・立山ホールディングス	17,000	146	2,482,000	
トーカロ	1,000	1,711	1,711,000	
SUMCO	7,900	776	6,130,400	
東洋製罐	9,200	1,159	10,662,800	
ホッカンホールディングス	2,000	245	490,000	
コロナ	500	1,283	641,500	
横河ブリッジホールディングス	3,000	581	1,743,000	
三和ホールディングス	13,000	294	3,822,000	
文化シャッター	8,000	289	2,312,000	
住生活グループ	16,800	1,720	28,896,000	
ノーリツ	2,500	1,549	3,872,500	
長府製作所	1,200	1,949	2,338,800	
リンナイ	2,100	5,840	12,264,000	
岡部	4,800	418	2,006,400	

東プレ	2,500	777	1,942,500	
高周波熱錬	3,100	754	2,337,400	
東京製綱	8,000	186	1,488,000	
パイオラックス	1,000	1,971	1,971,000	
日本発條	9,400	850	7,990,000	
三益半導体工業	1,700	778	1,322,600	
日本製鋼所	20,000	604	12,080,000	
三浦工業	1,900	2,247	4,269,300	
タクマ	4,000	390	1,560,000	
ツガミ	3,000	611	1,833,000	
オークマ	8,000	652	5,216,000	
東芝機械	7,000	427	2,989,000	
アマダ	18,000	570	10,260,000	
アイダエンジニアリング	3,300	441	1,455,300	
牧野フライス製作所	6,000	585	3,510,000	
オーエスジー	5,700	1,221	6,959,700	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
旭ダイヤモンド工業	3,200	1,082	3,462,400	
森精機製作所	6,800	818	5,562,400	
ディスコ	1,300	4,325	5,622,500	
日東工器	800	1,845	1,476,000	
大阪機工	3,000	120	360,000	
島精機製作所	1,700	1,530	2,601,000	
日阪製作所	2,000	881	1,762,000	
ナブテスコ	5,400	1,811	9,779,400	
三井海洋開発	1,100	1,500	1,650,000	
SMC	3,900	13,950	54,405,000	
ホソカワミクロン	4,000	437	1,748,000	
ユニオンツール	1,200	1,471	1,765,200	
オイレス工業	1,400	1,525	2,135,000	
サトーホールディングス	1,400	1,077	1,507,800	
小松製作所	61,400	2,425	148,895,000	
住友重機械工業	33,000	448	14,784,000	
日立建機	6,600	1,690	11,154,000	
井関農機	13,000	206	2,678,000	
丸山製作所	5,000	188	940,000	
北川鉄工所	13,000	166	2,158,000	
クボタ	59,000	795	46,905,000	
三菱化工機	8,000	169	1,352,000	
月島機械	3,000	672	2,016,000	
帝国電機製作所	900	1,550	1,395,000	
新東工業	2,800	802	2,245,600	
アイチ コーポレーション	1,100	346	380,600	
小森コーポレーション	3,700	574	2,123,800	
住友精密工業	3,000	506	1,518,000	
荏原製作所	21,000	297	6,237,000	
西島製作所	1,500	1,060	1,590,000	
ダイキン工業	15,800	2,389	37,746,200	
オルガノ	2,000	614	1,228,000	

トーヨーカネット	10,000	192	1,920,000	
栗田工業	7,100	2,114	15,009,400	
椿本チエイン	7,000	485	3,395,000	
大同工業	3,000	154	462,000	
アネスト岩田	5,000	358	1,790,000	
ダイフク	5,500	471	2,590,500	
加藤製作所	2,000	311	622,000	
タダノ	6,000	563	3,378,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
フジテック	4,000	518	2,072,000	
シーケーディ	3,500	613	2,145,500	
平和	2,700	1,550	4,185,000	
理想科学工業	1,100	1,230	1,353,000	
SANKYO	3,700	3,855	14,263,500	
日本金銭機械	2,100	616	1,293,600	
マースエンジニアリング	1,300	1,448	1,882,400	
アマノ	3,700	722	2,671,400	
JUKI	8,000	178	1,424,000	
サンデン	6,000	286	1,716,000	
蛇の目ミシン工業	27,000	73	1,971,000	
マックス	2,000	993	1,986,000	
グローリー	3,700	1,738	6,430,600	
セガサミーホールディングス	13,300	1,496	19,896,800	
日本ピストンリング	9,000	197	1,773,000	
リケン	4,000	348	1,392,000	
TPR	1,400	1,199	1,678,600	
ホシザキ電機	2,500	1,784	4,460,000	
大豊工業	400	901	360,400	
日本精工	28,000	639	17,892,000	
NTN	29,000	356	10,324,000	
ジェイテクト	11,800	902	10,643,600	
不二越	12,000	444	5,328,000	
日本トムソン	4,000	503	2,012,000	
THK	8,200	1,744	14,300,800	
ユーシン精機	1,000	1,579	1,579,000	
イーグル工業	2,000	773	1,546,000	
日本ピラー工業	3,000	635	1,905,000	
キッツ	5,100	358	1,825,800	
日立工機	3,300	706	2,329,800	
マキタ	8,100	3,235	26,203,500	
日立造船	49,000	109	5,341,000	
三菱重工業	207,000	382	79,074,000	
IHI	85,000	205	17,425,000	
イビデン	8,100	1,891	15,317,100	
コニカミノルタホールディングス	32,500	667	21,677,500	
ブラザー工業	16,000	1,023	16,368,000	
ミネベア	18,000	386	6,948,000	
日立製作所	278,000	459	127,602,000	
東芝	260,000	341	88,660,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
三菱電機	124,000	727	90,148,000	
富士電機	37,000	218	8,066,000	
東洋電機製造	4,000	325	1,300,000	
安川電機	15,000	782	11,730,000	
シンフォニアテクノロジー	9,000	191	1,719,000	
明電舎	12,000	294	3,528,000	
オリジン電気	3,000	302	906,000	
デンヨー	1,800	1,033	1,859,400	
東芝テック	8,000	294	2,352,000	
芝浦メカトロニクス	1,000	238	238,000	
マブチモーター	1,700	3,700	6,290,000	
日本電産	6,700	7,510	50,317,000	
高岳製作所	7,000	243	1,701,000	
ダイヘン	7,000	298	2,086,000	
JVCケンウッド	7,500	385	2,887,500	
第一精工	200	2,668	533,600	
日新電機	3,000	550	1,650,000	
大崎電気工業	2,000	828	1,656,000	
オムロン	13,800	1,747	24,108,600	
日東工業	1,900	900	1,710,000	
I D E C	2,400	822	1,972,800	
エルピーダメモリ	16,700	310	5,177,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	24,000	443	10,632,000	
サクサホールディングス	3,000	211	633,000	
メルコホールディングス	700	2,036	1,425,200	
日本電気	170,000	157	26,690,000	
富士通	119,000	419	49,861,000	
沖電気工業	48,000	92	4,416,000	
電気興業	4,000	409	1,636,000	
サンケン電気	6,000	348	2,088,000	
アイホン	1,200	1,558	1,869,600	
ルネサスエレクトロニクス	3,200	601	1,923,200	
セイコーエプソン	8,400	1,072	9,004,800	
ワコム	24	148,000	3,552,000	
アルバック	2,500	994	2,485,000	
アクセル	1,000	1,698	1,698,000	
ナナオ	1,000	1,808	1,808,000	
日本信号	2,900	525	1,522,500	
京三製作所	5,000	352	1,760,000	
日本無線	4,000	207	828,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
パナソニック	141,300	726	102,583,800	(注)
シャープ	60,000	549	32,940,000	
アンリツ	6,000	948	5,688,000	
富士通ゼネラル	3,000	525	1,575,000	

日立国際電気	3,000	676	2,028,000	
ソニー	77,200	1,682	129,850,400	(注)
TDK	6,500	4,130	26,845,000	
ミツミ電機	4,400	766	3,370,400	
タムラ製作所	7,000	235	1,645,000	
アルプス電気	9,800	703	6,889,400	
パイオニア	17,500	402	7,035,000	
日本電波工業	1,600	1,161	1,857,600	
フォスター電機	1,200	1,268	1,521,600	
クラリオン	10,000	173	1,730,000	
SMK	6,000	282	1,692,000	
ヨコオ	600	475	285,000	
東光	8,000	185	1,480,000	
ホシデン	3,400	627	2,131,800	
ヒロセ電機	2,200	8,190	18,018,000	
日本航空電子工業	3,000	647	1,941,000	
ユニデン	5,000	314	1,570,000	
アルパイン	2,400	1,112	2,668,800	
アイコム	700	2,018	1,412,600	
船井電機	1,100	1,850	2,035,000	
横河電機	13,400	767	10,277,800	
新電元工業	4,000	398	1,592,000	
山武	3,200	1,804	5,772,800	
日本光電工業	2,500	2,034	5,085,000	
堀場製作所	2,300	2,512	5,777,600	
アドバンテスト	9,200	1,101	10,129,200	
エスベック	2,600	580	1,508,000	
キーエンス	2,800	20,740	58,072,000	
日置電機	1,200	1,334	1,600,800	
シスメックス	4,400	2,886	12,698,400	
メガチップス	1,600	1,430	2,288,000	
OBARA GROUP	1,500	1,024	1,536,000	
コーセル	1,800	1,128	2,030,400	
オプテックス	1,800	1,000	1,800,000	
スタンレー電気	8,300	1,362	11,304,600	
岩崎電気	8,000	191	1,528,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
ウシオ電機	7,500	1,212	9,090,000	
日本セラミック	300	1,439	431,700	
日本デジタル研究所	600	914	548,400	
図研	800	674	539,200	
日本電子	8,000	228	1,824,000	
カシオ計算機	11,800	545	6,431,000	
ファナック	12,900	14,260	183,954,000	
日本シイエムケイ	3,900	433	1,688,700	
エンプラス	900	1,633	1,469,700	
ローム	6,100	3,950	24,095,000	
浜松ホトニクス	4,800	2,798	13,430,400	
新光電気工業	4,200	689	2,893,800	

京セラ	10,300	7,070	72,821,000	
太陽誘電	5,600	797	4,463,200	
村田製作所	13,000	4,730	61,490,000	
ユーシン	2,500	668	1,670,000	
双葉電子工業	2,100	1,359	2,853,900	
北陸電気工業	12,000	123	1,476,000	
ニチコン	3,900	979	3,818,100	
日本ケミコン	7,000	335	2,345,000	
K O A	2,500	800	2,000,000	
小糸製作所	6,000	1,382	8,292,000	
ミツバ	2,000	782	1,564,000	
スター精密	2,000	791	1,582,000	
大日本スクリーン製造	12,000	645	7,740,000	
キャノン電子	1,100	1,949	2,143,900	
キャノン	76,900	3,585	275,686,500	(注)
リコー	37,000	680	25,160,000	
日本電産サンキョー	3,000	536	1,608,000	
東京エレクトロン	10,400	4,350	45,240,000	
トヨタ紡織	4,300	987	4,244,100	
鬼怒川ゴム工業	3,000	637	1,911,000	
ユニプレス	2,000	2,255	4,510,000	
豊田自動織機	11,300	2,526	28,543,800	
モリタホールディングス	2,000	533	1,066,000	
三櫻工業	2,700	626	1,690,200	
デンソー	30,600	2,674	81,824,400	
東海理化電機製作所	2,900	1,485	4,306,500	
三井造船	48,000	153	7,344,000	
佐世保重工業	17,000	153	2,601,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
川崎重工業	90,000	249	22,410,000	
日本車輛製造	5,000	365	1,825,000	
日産自動車	156,300	814	127,228,200	
いすゞ自動車	78,000	443	34,554,000	
トヨタ自動車	160,400	3,380	542,152,000	(注)
日野自動車	18,000	560	10,080,000	
三菱自動車工業	277,000	99	27,423,000	
武蔵精密工業	1,200	1,955	2,346,000	
日産車体	4,000	853	3,412,000	
新明和工業	6,000	389	2,334,000	
極東開発工業	2,100	759	1,593,900	
日信工業	2,300	1,384	3,183,200	
トピー工業	9,000	235	2,115,000	
ティラド	6,000	322	1,932,000	
曙ブレーキ工業	6,300	422	2,658,600	
タチエス	1,600	1,615	2,584,000	
N O K	6,000	1,586	9,516,000	
フタバ産業	3,500	494	1,729,000	
カヤバ工業	9,000	463	4,167,000	
大同メタル工業	2,000	1,002	2,004,000	

プレス工業	6,000	469	2,814,000	
カルソニックカンセイ	7,000	461	3,227,000	
太平洋工業	4,000	443	1,772,000	
ケーヒン	2,600	1,607	4,178,200	
河西工業	3,000	440	1,320,000	
アイシン精機	10,200	2,860	29,172,000	
マツダ	103,000	147	15,141,000	
ダイハツ工業	11,000	1,574	17,314,000	
愛知機械工業	2,000	326	652,000	
今仙電機製作所	1,600	1,100	1,760,000	
本田技研工業	104,400	2,996	312,782,400	(注)
スズキ	25,900	1,940	50,246,000	
富士重工業	39,000	602	23,478,000	
ヤマハ発動機	20,200	1,183	23,896,600	
ショーワ	2,600	634	1,648,400	
エクセディ	1,700	2,385	4,054,500	
豊田合成	3,500	1,463	5,120,500	
愛三工業	2,000	723	1,446,000	
ヨロズ	900	1,736	1,562,400	
エフ・シー・シー	2,000	1,895	3,790,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
シマノ	4,700	4,600	21,620,000	
タカタ	2,200	2,035	4,477,000	
テイ・エス テック	2,600	1,556	4,045,600	
テルモ	8,800	3,925	34,540,000	
クリエートメディック	600	805	483,000	
日機装	4,000	744	2,976,000	
島津製作所	15,000	696	10,440,000	
長野計器	1,300	790	1,027,000	
ブイ・テクノロジー	1	305,500	305,500	
東京精密	2,200	1,705	3,751,000	
ニコン	21,600	2,158	46,612,800	
トプコン	2,800	513	1,436,400	
オリンパス	14,600	1,375	20,075,000	
理研計器	2,200	610	1,342,000	
タムロン	1,100	2,348	2,582,800	
HOYA	30,100	1,866	56,166,600	
エー・アンド・デイ	800	258	206,400	
日本電産コパル	1,100	870	957,000	
シチズンホールディングス	14,800	485	7,178,000	
リズム時計工業	3,000	149	447,000	
セイコーホールディングス	9,000	180	1,620,000	
ニプロ	4,900	624	3,057,600	
パラマウントベッドホールディングス	1,100	2,169	2,385,900	
バンダイナムコホールディングス	13,300	1,130	15,029,000	
フランスベッドホールディングス	11,000	173	1,903,000	
パイロットコーポレーション	11	152,100	1,673,100	
トッパン・フォームズ	2,700	695	1,876,500	
フジシールインターナショナル	1,400	1,500	2,100,000	

タカラトミー	4,100	585	2,398,500	
プロネクス	1,100	406	446,600	
ウッドワン	4,000	332	1,328,000	
大建工業	7,000	284	1,988,000	
凸版印刷	38,000	647	24,586,000	
大日本印刷	38,000	828	31,464,000	
共同印刷	5,000	233	1,165,000	
日本写真印刷	2,100	1,093	2,295,300	
宝印刷	3,300	598	1,973,400	
アシックス	11,500	957	11,005,500	
ローランド	1,800	801	1,441,800	
ヤマハ	9,100	760	6,916,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
河合楽器製作所	9,000	169	1,521,000	
クリナップ	700	501	350,700	
ビジョン	1,100	2,825	3,107,500	
リンテック	2,400	1,646	3,950,400	
任天堂	7,100	11,830	83,993,000	
三菱鉛筆	1,000	1,386	1,386,000	
タカラスタANDARD	6,000	612	3,672,000	
コクヨ	6,400	586	3,750,400	
ナカバヤシ	2,000	203	406,000	
グローブライド	17,000	106	1,802,000	
岡村製作所	4,000	591	2,364,000	
美津濃	6,000	426	2,556,000	
アデランス	1,500	977	1,465,500	
東京電力	98,800	251	24,798,800	
中部電力	40,800	1,514	61,771,200	
関西電力	50,500	1,398	70,599,000	
中国電力	17,100	1,550	26,505,000	
北陸電力	12,100	1,614	19,529,400	
東北電力	30,900	940	29,046,000	
四国電力	11,400	2,321	26,459,400	
九州電力	27,300	1,226	33,469,800	
北海道電力	11,600	1,247	14,465,200	
沖縄電力	700	3,410	2,387,000	
電源開発	7,700	2,123	16,347,100	
東京瓦斯	149,000	365	54,385,000	
大阪瓦斯	120,000	314	37,680,000	
東邦瓦斯	31,000	497	15,407,000	
北海道瓦斯	3,000	279	837,000	
西部瓦斯	14,000	222	3,108,000	
静岡瓦斯	3,000	534	1,602,000	
東武鉄道	70,000	398	27,860,000	
相鉄ホールディングス	20,000	257	5,140,000	
東京急行電鉄	73,000	390	28,470,000	
京浜急行電鉄	32,000	714	22,848,000	
小田急電鉄	40,000	771	30,840,000	
京王電鉄	35,000	580	20,300,000	

京成電鉄	20,000	594	11,880,000	
富士急行	3,000	485	1,455,000	
新京成電鉄	4,000	354	1,416,000	
東日本旅客鉄道	21,500	5,340	114,810,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
西日本旅客鉄道	10,800	3,280	35,424,000	
東海旅客鉄道	107	668,000	71,476,000	
西日本鉄道	16,000	385	6,160,000	
ハマキョウレックス	200	2,467	493,400	
近畿日本鉄道	112,000	304	34,048,000	
阪急阪神ホールディングス	83,000	345	28,635,000	
南海電気鉄道	26,000	360	9,360,000	
京阪電気鉄道	28,000	404	11,312,000	
名古屋鉄道	43,000	224	9,632,000	
日本通運	49,000	318	15,582,000	
ヤマトホールディングス	25,200	1,286	32,407,200	
山九	15,000	323	4,845,000	
丸全昭和運輸	8,000	273	2,184,000	
センコー	5,000	314	1,570,000	
日本梱包運輸倉庫	3,700	906	3,352,200	
日本石油輸送	5,000	204	1,020,000	
福山通運	7,000	450	3,150,000	
セイノーホールディングス	10,000	598	5,980,000	
神奈川中央交通	2,000	430	860,000	
日立物流	2,600	1,339	3,481,400	
日本郵船	98,000	245	24,010,000	
商船三井	65,000	375	24,375,000	
川崎汽船	38,000	182	6,916,000	
NSユニテッド海運	2,000	142	284,000	
飯野海運	6,000	402	2,412,000	
第一中央汽船	13,000	136	1,768,000	
全日本空輸	165,000	248	40,920,000	
日新	6,000	212	1,272,000	
三菱倉庫	9,000	934	8,406,000	
三井倉庫	6,000	311	1,866,000	
住友倉庫	9,000	399	3,591,000	
澁澤倉庫	4,000	243	972,000	
東陽倉庫	11,000	187	2,057,000	
安田倉庫	1,000	519	519,000	
東洋埠頭	8,000	153	1,224,000	
上組	14,000	705	9,870,000	
郵船ロジスティクス	400	1,208	483,200	
近鉄エクスプレス	1,100	2,650	2,915,000	
NECネットエスアイ	1,200	1,132	1,358,400	
システナ	19	60,400	1,147,600	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
新日鉄ソリューションズ	800	1,579	1,263,200	
I Tホールディングス	3,700	931	3,444,700	
グリー	6,200	2,386	14,793,200	
コーエーテクモホールディングス	2,400	627	1,504,800	
ネクソン	6,100	1,155	7,045,500	
ドワンゴ	9	130,200	1,171,800	
マクロミル	2,300	802	1,844,600	
ティーガイア	11	143,100	1,574,100	
GMOペイメントゲートウェイ	3	328,000	984,000	
ザッパラス	16	92,300	1,476,800	
インターネットイニシアティブ	7	243,600	1,705,200	
ソネットエンタテインメント	7	317,000	2,219,000	
S R Aホールディングス	1,500	858	1,287,000	
朝日ネット	3,000	366	1,098,000	
野村総合研究所	6,900	1,845	12,730,500	
シンプレクス・ホールディングス	20	26,520	530,400	
フジ・メディア・ホールディングス	127	121,700	15,455,900	
オービック	380	15,240	5,791,200	
ティーディーシーソフトウェアエンジニアリング	600	771	462,600	
ヤフー	894	25,430	22,734,420	
トレンドマイクロ	5,400	2,276	12,290,400	
日本オラクル	2,400	2,773	6,655,200	
オービックビジネスコンサルタント	300	3,640	1,092,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	1,400	3,455	4,837,000	
アイティフォー	5,300	302	1,600,600	
東計電算	600	1,039	623,400	
エックスネット	4	119,600	478,400	
大塚商会	1,000	5,810	5,810,000	
アグレックス	900	776	698,400	
ウェザーニューズ	500	2,102	1,051,000	
C I J	7,700	310	2,387,000	
ネットワンシステムズ	28	189,100	5,294,800	
アルゴグラフィックス	1,000	1,097	1,097,000	
エイベックス・グループ・ホールディングス	2,300	984	2,263,200	
日本ユニシス	2,900	558	1,618,200	
東京放送ホールディングス	7,300	1,130	8,249,000	
日本テレビ放送網	1,070	11,950	12,786,500	
テレビ朝日	31	136,300	4,225,300	
スカパーJ S A Tホールディングス	93	38,900	3,617,700	
アイ・ティー・シーネットワーク	1,900	529	1,005,100	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
イー・アクセス	93	19,980	1,858,140	
NECモバイルリング	700	2,787	1,950,900	
日本電信電話	56,200	3,800	213,560,000	(注)
K D D I	190	518,000	98,420,000	
光通信	1,100	2,240	2,464,000	

エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,006	140,100	140,940,600	(注)
GMOインターネット	5,400	386	2,084,400	
ゼンリン	2,900	815	2,363,500	
角川グループホールディングス	1,200	2,513	3,015,600	
アイネット	1,200	475	570,000	
松竹	8,000	809	6,472,000	
東宝	8,700	1,413	12,293,100	
東映	5,000	394	1,970,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	75	265,800	19,935,000	
D T S	2,100	1,055	2,215,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	4,000	1,576	6,304,000	
シーイーシー	1,300	379	492,700	
カプコン	2,300	1,693	3,893,900	
S C S K	2,500	1,239	3,097,500	
アイネス	1,800	597	1,074,600	
T K C	1,000	1,610	1,610,000	
富士ソフト	1,600	1,552	2,483,200	
N S D	2,400	701	1,682,400	
コナミ	5,500	2,105	11,577,500	
J B C Cホールディングス	3,500	573	2,005,500	
ソフトバンク	55,300	2,456	135,816,800	
高千穂交易	2,200	920	2,024,000	
エレマテック	1,600	1,399	2,238,400	
双日	81,700	151	12,336,700	
アルフレッサ ホールディングス	3,200	3,530	11,296,000	
横浜冷凍	2,800	628	1,758,400	
ラサ商事	3,100	397	1,230,700	
アルコニックス	400	1,923	769,200	
ダイワボウホールディングス	12,000	186	2,232,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,300	690	1,587,000	
T O K A Iホールディングス	6,000	381	2,286,000	
J F E商事ホールディングス	8,000	391	3,128,000	
シップヘルスケアホールディングス	1,600	1,600	2,560,000	
エコートレーディング	400	762	304,800	
コンドーテック	1,000	530	530,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
ナガイレーベン	1,600	1,171	1,873,600	
三菱食品	1,100	2,141	2,355,100	
松田産業	1,200	1,334	1,600,800	
メディパルホールディングス	13,200	956	12,619,200	
S P K	300	1,410	423,000	
アズワン	800	1,711	1,368,800	
尾家産業	1,800	860	1,548,000	
シモジマ	1,200	1,100	1,320,000	
ドウシシャ	600	2,258	1,354,800	
高速	700	680	476,000	
黒田電気	2,000	872	1,744,000	
ガリバーインターナショナル	490	3,285	1,609,650	
進和	1,800	981	1,765,800	

シークス	500	1,039	519,500	
マクニカ	500	1,930	965,000	
伊藤忠商事	97,400	912	88,828,800	
丸紅	107,000	566	60,562,000	
F & A アクアホールディングス	600	801	480,600	
長瀬産業	6,900	957	6,603,300	
豊田通商	13,600	1,600	21,760,000	
三共生興	1,800	297	534,600	
兼松	26,000	89	2,314,000	
三井物産	105,400	1,373	144,714,200	
日本紙パルプ商事	6,000	286	1,716,000	
日立ハイテクノロジー	3,700	1,856	6,867,200	
カメイ	2,000	963	1,926,000	
山善	4,700	638	2,998,600	
住友商事	72,100	1,183	85,294,300	
三菱商事	88,900	1,998	177,622,200	(注)
第一実業	5,000	386	1,930,000	
キヤノンマーケティングジャパン	4,100	1,003	4,112,300	
西華産業	4,000	235	940,000	
菱洋エレクトロ	2,900	885	2,566,500	
東京産業	4,000	295	1,180,000	
ユアサ商事	12,000	140	1,680,000	
阪和興業	12,000	383	4,596,000	
カナデン	3,000	556	1,668,000	
菱電商事	4,000	488	1,952,000	
岩谷産業	14,000	279	3,906,000	
すてきナイスグループ	11,000	239	2,629,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
昭光通商	4,000	137	548,000	
三愛石油	6,000	368	2,208,000	
稲畑産業	3,300	534	1,762,200	
東邦ホールディングス	3,900	1,301	5,073,900	
サンゲツ	2,200	2,123	4,670,600	
ミツウロコグループホールディングス	3,700	509	1,883,300	
サンリオ	3,100	3,420	10,602,000	
リョーサン	2,000	1,700	3,400,000	
三信電気	2,800	747	2,091,600	
東陽テクニカ	1,800	864	1,555,200	
モスフードサービス	1,600	1,568	2,508,800	
加賀電子	1,200	859	1,030,800	
P a l t a c	1,200	1,069	1,282,800	
ヤマタネ	13,000	130	1,690,000	
トラスコ中山	1,500	1,680	2,520,000	
オートバックスセブン	1,400	3,840	5,376,000	
加藤産業	1,800	1,565	2,817,000	
イエローハット	1,200	1,155	1,386,000	
富士エレクトロニクス	1,500	1,265	1,897,500	
日伝	500	2,250	1,125,000	

杉本商事	2,100	753	1,581,300	
因幡電機産業	1,400	2,385	3,339,000	
住金物産	3,000	220	660,000	
ミスミグループ本社	4,500	1,972	8,874,000	
タキヒヨー	2,000	471	942,000	
スズケン	4,700	2,403	11,294,100	
ローソン	3,900	4,850	18,915,000	
キリン堂	1,100	530	583,000	
カワチ薬品	900	1,696	1,526,400	
エービーシー・マート	1,700	2,866	4,872,200	
アスクル	1,600	1,234	1,974,400	
ゲオホールディングス	20	92,500	1,850,000	
ポイント	1,030	3,145	3,239,350	
キャンドゥ	29	86,500	2,508,500	
パル	600	3,300	1,980,000	
エディオン	4,900	581	2,846,900	
サーラコーポレーション	2,000	500	1,000,000	
ハニーズ	1,060	1,212	1,284,720	
ビックカメラ	46	44,700	2,056,200	
DCMホールディングス	6,300	590	3,717,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
J. フロント リテイリング	29,000	391	11,339,000	
ドトール・日レスホールディングス	1,900	1,084	2,059,600	
マツモトキヨシホールディングス	2,300	1,698	3,905,400	
ココカラファイン	1,300	2,252	2,927,600	
三越伊勢丹ホールディングス	24,300	880	21,384,000	
あさひ	700	1,548	1,083,600	
サークルKサンクス	2,600	1,773	4,609,800	
コスモス薬品	500	3,575	1,787,500	
セブン&アイ・ホールディングス	51,100	2,256	115,281,600	
ツルハホールディングス	1,000	4,110	4,110,000	
サンマルクホールディングス	300	3,065	919,500	
カッパ・クリエイト	900	1,835	1,651,500	
良品計画	1,300	3,880	5,044,000	
三城ホールディングス	1,700	614	1,043,800	
コナカ	600	722	433,200	
ハウス オブ ローゼ	500	1,300	650,000	
コジマ	2,200	505	1,111,000	
コーナン商事	1,300	1,227	1,595,100	
エコス	1,000	505	505,000	
ワタミ	1,400	1,750	2,450,000	
ドン・キホーテ	3,300	2,798	9,233,400	
メガネトップ	1,700	846	1,438,200	
西松屋チェーン	2,700	645	1,741,500	
ゼンショーホールディングス	4,700	997	4,685,900	
幸楽苑	2,300	1,245	2,863,500	
サイゼリヤ	1,800	1,289	2,320,200	
ユナイテッドアローズ	1,300	1,678	2,181,400	
ハイデイ日高	800	1,578	1,262,400	

京都きもの友禅	2,100	965	2,026,500	
コロワイド	4,000	607	2,428,000	
トップカルチャー	900	388	349,200	
スギホールディングス	2,200	2,249	4,947,800	
スクロール	3,000	323	969,000	
ファミリーマート	3,800	3,200	12,160,000	
木曽路	1,400	1,532	2,144,800	
千趣会	4,000	541	2,164,000	
ケーヨー	2,200	534	1,174,800	
上新電機	3,000	852	2,556,000	
日本瓦斯	1,200	1,285	1,542,000	
ベスト電器	6,000	194	1,164,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
ロイヤルホールディングス	2,000	916	1,832,000	
島忠	2,800	1,846	5,168,800	
チヨダ	1,600	1,463	2,340,800	
ライフコーポレーション	700	1,416	991,200	
カスミ	5,700	540	3,078,000	
リンガーハット	2,200	1,103	2,426,600	
AOKIホールディングス	1,100	1,253	1,378,300	
オークワ	2,000	1,145	2,290,000	
コメリ	1,700	2,381	4,047,700	
青山商事	3,400	1,444	4,909,600	
しまむら	1,400	8,460	11,844,000	
CFSコーポレーション	2,500	400	1,000,000	
高島屋	17,000	604	10,268,000	
松屋	4,300	512	2,201,600	
エイチ・ツー・オー リテイリング	6,000	576	3,456,000	
ニッセンホールディングス	4,100	403	1,652,300	
パルコ	3,800	668	2,538,400	
丸井グループ	15,900	628	9,985,200	
原信ナルスホールディングス	1,600	1,363	2,180,800	
ダイエー	7,550	290	2,189,500	
イズミヤ	4,000	425	1,700,000	
イオン	43,000	1,053	45,279,000	
ユニー	9,200	807	7,424,400	
イズミ	3,700	1,409	5,213,300	
平和堂	2,200	1,049	2,307,800	
フジ	1,400	1,855	2,597,000	
ヤオコー	500	2,596	1,298,000	
ゼビオ	1,500	1,921	2,881,500	
ケーズホールディングス	3,000	2,822	8,466,000	
アインファーマシーズ	700	3,730	2,611,000	
元気寿司	500	1,020	510,000	
ヤマダ電機	5,940	5,300	31,482,000	
アーランドサカモト	1,200	1,390	1,668,000	
ニトリホールディングス	2,400	7,140	17,136,000	
吉野家ホールディングス	33	109,000	3,597,000	
サガミチェーン	4,000	560	2,240,000	

プレナス	1,400	1,352	1,892,800	
ミニストップ	700	1,466	1,026,200	
アークス	1,700	1,497	2,544,900	
パロー	2,400	1,230	2,952,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
ファーストリテイリング	2,900	16,610	48,169,000	
サンドラッグ	2,300	2,320	5,336,000	
ベルーナ	1,800	610	1,098,000	
新生銀行	95,000	100	9,500,000	
あおぞら銀行	38,000	236	8,968,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	924,400	411	379,928,400	
りそなホールディングス	106,300	385	40,925,500	
三井住友トラスト・ホールディングス	239,000	280	66,920,000	
三井住友フィナンシャルグループ	92,300	2,698	249,025,400	
第四銀行	16,000	272	4,352,000	
北越銀行	13,000	165	2,145,000	
西日本シティ銀行	43,000	231	9,933,000	
札幌北洋ホールディングス	18,400	299	5,501,600	
千葉銀行	48,000	501	24,048,000	
横浜銀行	78,000	386	30,108,000	
常陽銀行	47,000	361	16,967,000	
群馬銀行	28,000	442	12,376,000	
武蔵野銀行	2,000	2,713	5,426,000	
千葉興業銀行	4,700	434	2,039,800	
筑波銀行	5,100	291	1,484,100	
東京都民銀行	2,300	975	2,242,500	
七十七銀行	19,000	374	7,106,000	
青森銀行	9,000	251	2,259,000	
秋田銀行	8,000	251	2,008,000	
山形銀行	7,000	388	2,716,000	
岩手銀行	800	3,600	2,880,000	
東邦銀行	10,000	278	2,780,000	
東北銀行	18,000	154	2,772,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	50,000	343	17,150,000	
静岡銀行	37,000	809	29,933,000	
十六銀行	15,000	272	4,080,000	
スルガ銀行	12,000	742	8,904,000	
八十二銀行	23,000	463	10,649,000	
山梨中央銀行	7,000	370	2,590,000	
大垣共立銀行	16,000	281	4,496,000	
福井銀行	11,000	246	2,706,000	
北國銀行	15,000	309	4,635,000	
清水銀行	600	3,330	1,998,000	
滋賀銀行	11,000	511	5,621,000	
南都銀行	11,000	393	4,323,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	

百五銀行	11,000	352	3,872,000	
京都銀行	22,000	674	14,828,000	
ほくほくフィナンシャルグループ	86,000	157	13,502,000	
広島銀行	36,000	365	13,140,000	
山陰合同銀行	7,000	613	4,291,000	
中国銀行	10,000	1,065	10,650,000	
伊予銀行	13,000	729	9,477,000	
百十四銀行	13,000	380	4,940,000	
四国銀行	9,000	301	2,709,000	
阿波銀行	11,000	526	5,786,000	
鹿児島銀行	8,000	539	4,312,000	
大分銀行	8,000	247	1,976,000	
宮崎銀行	8,000	210	1,680,000	
肥後銀行	9,000	466	4,194,000	
佐賀銀行	7,000	206	1,442,000	
十八銀行	8,000	247	1,976,000	
沖縄銀行	900	3,330	2,997,000	
琉球銀行	2,600	998	2,594,800	
八千代銀行	900	2,020	1,818,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,568,800	130	203,944,000	
紀陽ホールディングス	49,000	124	6,076,000	
山口フィナンシャルグループ	12,000	749	8,988,000	
名古屋銀行	11,000	270	2,970,000	
愛知銀行	400	4,700	1,880,000	
第三銀行	12,000	173	2,076,000	
大光銀行	6,000	260	1,560,000	
愛媛銀行	8,000	235	1,880,000	
みなと銀行	11,000	158	1,738,000	
京葉銀行	10,000	382	3,820,000	
関西アーバン銀行	17,000	130	2,210,000	
栃木銀行	6,000	297	1,782,000	
北日本銀行	200	2,066	413,200	
東和銀行	26,000	91	2,366,000	
大東銀行	7,000	78	546,000	
トモニホールディングス	9,400	372	3,496,800	
フィデアホールディングス	7,000	212	1,484,000	
池田泉州ホールディングス	50,400	118	5,947,200	
S B I ホールディングス	1,294	7,390	9,562,660	
日本アジア投資	12,000	79	948,000	
ジャフコ	1,500	1,771	2,656,500	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
大和証券グループ本社	121,000	322	38,962,000	
野村ホールディングス	264,300	361	95,412,300	
岡三証券グループ	10,000	312	3,120,000	
丸三証券	6,300	339	2,135,700	
東洋証券	9,000	148	1,332,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	14,000	288	4,032,000	
いちよし証券	4,000	460	1,840,000	
松井証券	7,200	477	3,434,400	

だいがう証券ビジネス	1,800	294	529,200	
マネックスグループ	57	16,380	933,660	
極東証券	3,700	666	2,464,200	
NK S Jホールディングス	25,500	1,844	47,022,000	
MS & A Dインシュアランスグループホールディングス	36,500	1,723	62,889,500	
ソニーフィナンシャルホールディングス	11,700	1,443	16,883,100	
第一生命保険	653	102,300	66,801,900	
東京海上ホールディングス	46,400	2,209	102,497,600	
T & Dホールディングス	44,500	897	39,916,500	
クレディセゾン	10,000	1,510	15,100,000	
芙蓉総合リース	1,200	2,956	3,547,200	
興銀リース	1,700	1,978	3,362,600	
東京センチュリーリース	3,300	1,616	5,332,800	
日本証券金融	5,000	442	2,210,000	
アイフル	11,100	138	1,531,800	
リコーリース	800	1,937	1,549,600	
イオンクレジットサービス	5,400	1,154	6,231,600	
アコム	2,450	1,573	3,853,850	
プロミス	2,700	952	2,570,400	
ジャックス	7,000	268	1,876,000	
オリエントコーポレーション	17,500	86	1,505,000	
日立キャピタル	2,400	1,217	2,920,800	
オリックス	6,350	7,790	49,466,500	
三菱UFJリース	3,100	3,595	11,144,500	
日本駐車場開発	177	3,595	636,315	
昭栄	3,400	367	1,247,800	
野村不動産ホールディングス	5,900	1,353	7,982,700	
ヒューリック	4,000	1,066	4,264,000	
パーク24	6,300	984	6,199,200	
三井不動産	54,000	1,456	78,624,000	
三菱地所	85,000	1,401	119,085,000	
平和不動産	11,500	202	2,323,000	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
東京建物	23,000	307	7,061,000	
ダイビル	3,600	565	2,034,000	
サンケイビル	2,100	738	1,549,800	
東急不動産	25,000	382	9,550,000	
住友不動産	29,000	1,784	51,736,000	
東宝不動産	800	545	436,000	
大京	19,000	200	3,800,000	
テーオーシー	4,700	426	2,002,200	
東京楽天地	2,000	288	576,000	
レオパレス21	9,400	195	1,833,000	
フジ住宅	1,500	418	627,000	
住友不動産販売	440	3,540	1,557,600	
ゴールドクレスト	1,100	1,541	1,695,100	
東栄住宅	900	840	756,000	
東急リバブル	2,100	749	1,572,900	

飯田産業	2,000	689	1,378,000	
アーネストワン	2,000	928	1,856,000	
タカラレーベン	1,300	548	712,400	
イオンモール	5,600	1,811	10,141,600	
エヌ・ティ・ティ都市開発	76	62,200	4,727,200	
日本空港ビルデング	3,900	1,114	4,344,600	
日本工営	7,000	293	2,051,000	
日本M&Aセンター	5	410,000	2,050,000	
アコーディア・ゴルフ	53	62,400	3,307,200	
テンプホールディングス	1,700	785	1,334,500	
スタジオアリス	900	1,198	1,078,200	
総合警備保障	4,700	962	4,521,400	
カカココム	2,000	2,209	4,418,000	
エムスリー	10	314,000	3,140,000	
ディー・エヌ・エー	5,800	2,603	15,097,400	
博報堂D Yホールディングス	1,640	4,910	8,052,400	
ぐるなび	1,600	951	1,521,600	
P G Mホールディングス	33	52,000	1,716,000	
イーピーエス	12	176,300	2,115,600	
アミューズ	400	1,100	440,000	
ケネディクス	141	13,530	1,907,730	
電通	11,800	2,475	29,205,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	55	7,330	403,150	
みらかホールディングス	3,400	3,005	10,217,000	
アルプス技研	1,800	626	1,126,800	

銘 柄	株 式 数	評 価 額		備 考
		単価 (円)	金 額 (円)	
オリエンタルランド	3,500	8,380	29,330,000	
ダスキン	3,900	1,663	6,485,700	
明光ネットワークジャパン	2,700	759	2,049,300	
ファルコSDホールディングス	700	930	651,000	
ラウンドワン	4,000	529	2,116,000	
リゾートトラスト	2,000	1,249	2,498,000	
ビー・エム・エル	800	1,945	1,556,000	
もしもしホットライン	2,100	815	1,711,500	
ユー・エス・エス	1,680	7,820	13,137,600	
テー・オー・ダブリュー	2,500	482	1,205,000	
エイチ・アイ・エス	1,300	2,199	2,858,700	
共立メンテナンス	400	1,608	643,200	
イチネンホールディングス	4,900	440	2,156,000	
燦ホールディングス	1,800	1,559	2,806,200	
スバル興業	5,000	270	1,350,000	
東京テアトル	11,000	117	1,287,000	
よみうりランド	7,000	262	1,834,000	
東京都競馬	9,000	121	1,089,000	
カナモト	3,000	866	2,598,000	
東京ドーム	10,000	212	2,120,000	
トランス・コスモス	1,700	1,020	1,734,000	
乃村工藝社	2,000	283	566,000	

藤田観光	6,000	263	1,578,000	
トーカイ	300	1,647	494,100	
セコム	12,500	3,805	47,562,500	
セントラル警備保障	1,600	809	1,294,400	
メイテック	2,000	1,678	3,356,000	
アサツー ディ・ケイ	2,300	2,269	5,218,700	
応用地質	2,400	986	2,366,400	
船井総合研究所	1,100	545	599,500	
ベネッセホールディングス	4,000	3,625	14,500,000	
イオンディライト	1,500	1,616	2,424,000	
ニチイ学館	2,500	962	2,405,000	
ダイセキ	2,100	1,446	3,036,600	
合 計	18,829,352		13,935,220,525	

（注）上記のうち、以下の株式を先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に差入れています。

武田薬品工業	2,600株
パナソニック	7,500株
ソニー	3,700株
キャノン	4,100株
トヨタ自動車	9,000株
本田技研工業	6,000株
日本電信電話	3,200株
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	67株
三菱商事	5,200株

（2）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年3月30日現在）

「ニュー トピックス インデックス」

I 資産総額	617,342,196 円
II 負債総額	388,410 円
III 純資産総額（I－II）	616,953,786 円
IV 発行済口数	1,697,905,402 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	3,634 円

（参考）

「ニュー トピックス インデックス マザーファンド」

I 資産総額	14,515,037,569 円
II 負債総額	41,657,342 円
III 純資産総額（I－II）	14,473,380,227 円
IV 発行済口数	14,682,840,929 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	9,857 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成24年3月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

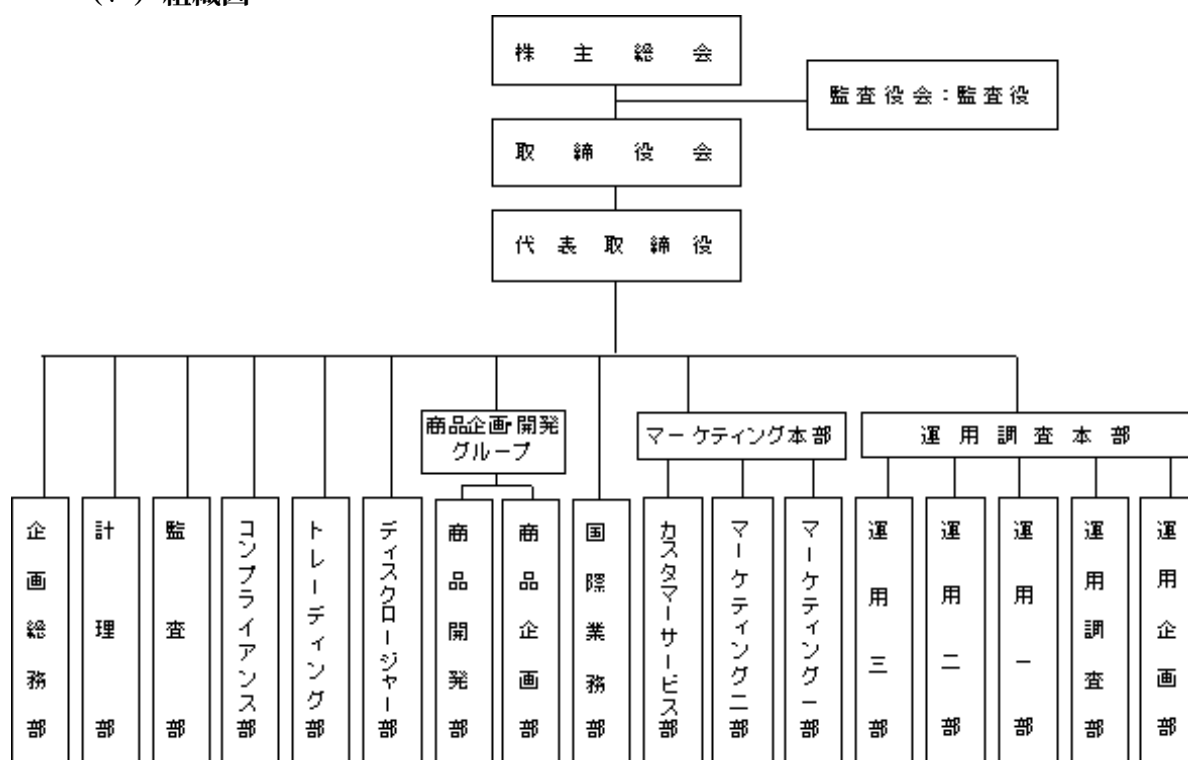
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

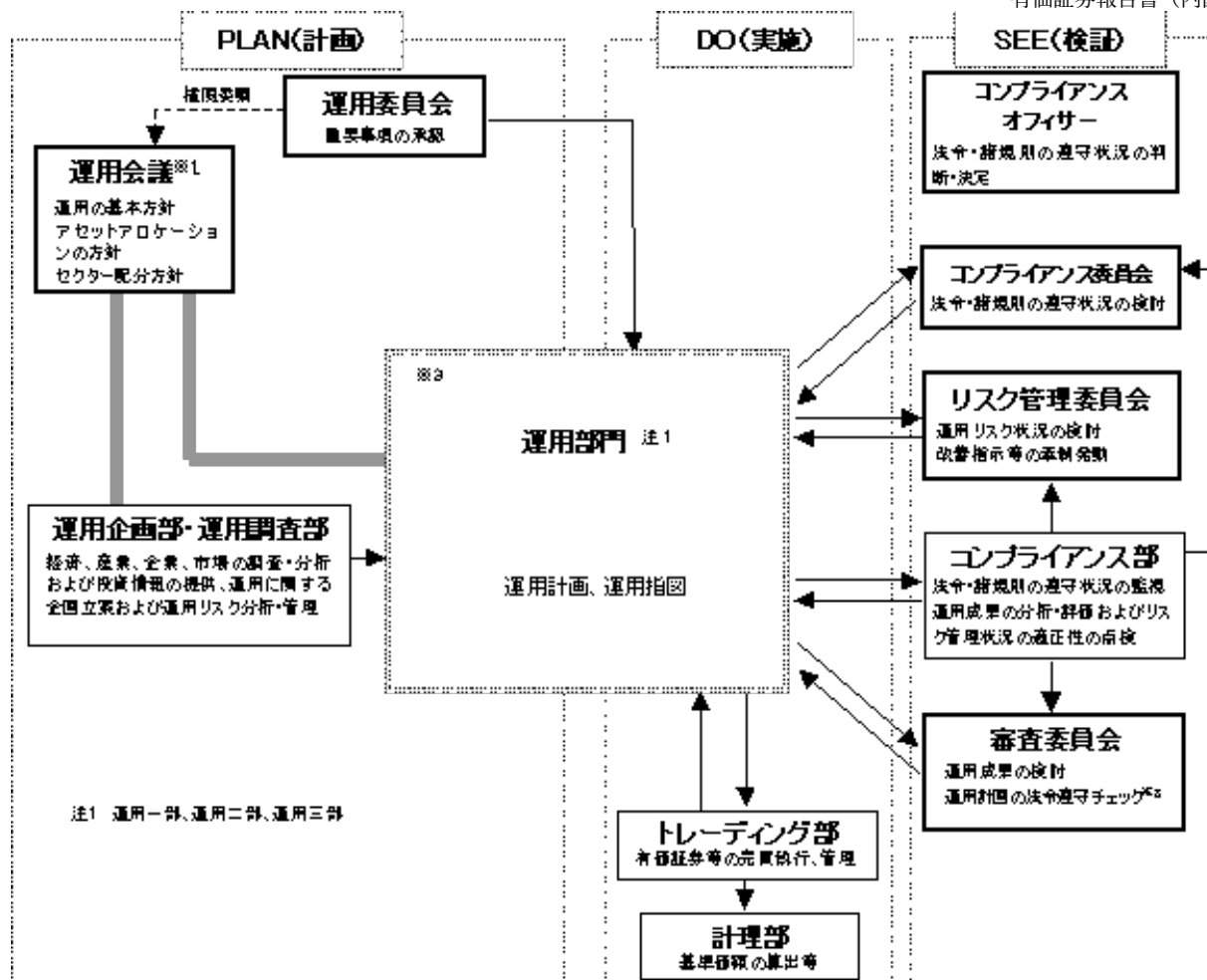
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年3月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年3月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	194	2,257,071
株式投資信託（合計）	165	1,826,392
単位型	2	6,739
追加型	163	1,819,652
公社債投資信託（合計）	29	430,679
単位型	2	831
追加型	27	429,848

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	—	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 24,796	※2 25,487
器具・備品（純額）	※2 38,095	※2 43,414
リース資産（純額）	※2 13,067	※2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	※3 73,596	※3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100

長期貸付金	31	—
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123
長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	※1 714,037	※1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	※1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	△6,074	△6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△107,742	△227,077
評価・換算差額等合計	△107,742	△227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	—	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	※1 5,826,460	※1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	※2 91,000	※2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
--	---	---

営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422
受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	※3 335	※3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	—	17,772
ゴルフ会員権評価損	—	5,500
過年度減価償却費	41,013	—
本社移転費用	24,575	—
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	※4 472,673	※4 734,171
法人税等調整額	△106,678	△3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		

前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	△4,616	△6,074
当期変動額		
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	△1,457	△753
当期末残高	△6,074	△6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△500,670	△107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	392,928	△119,335

当期変動額合計	392,928	△119,335
当期末残高	△107,742	△227,077
純資産合計		
前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	△492,149	△492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	△1,457	△753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	△119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2. 固定資産の減価償却	(3)リース資産	(3)リース資産

の方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しておりますが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。 この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 -----
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(1)賞与引当金 同左 (2)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (会計方針の変更)	(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 -----

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	(4)役員退職慰労引当金 同左 (5)執行役員退職慰労引当金 同左 消費税等の会計処理 同左
----------------------------	--	---

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
――	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※ 1. 区分掲記されたものの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円	※ 1. 区分掲記されたものの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 639,627千円 ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円 ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 202,238千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
※ 4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	※ 4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	474	169	—	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	643	113	—	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方法(3) リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2) リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預

入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
その他有価証券	10,154,947	10,154,947	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	—	—
その他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	—
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	—
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	—	—
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	—
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	—	—	—
(4) 長期性預金	—	1,300,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3)その他	—	—	—
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. 其他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,311,300	1,313,244	△1,944
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	△428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	△430,385
合計		10,154,947	10,336,606	△181,659

（注）非上場株式（貸借対照表計上額296,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	△3,060
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	132,566	10,599	△8,149
合計	146,766	13,304	△11,209

当事業年度（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	△695
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	705,120	705,468	△348
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	△418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	△419,363
合計		8,686,616	9,069,481	△382,865

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額249,173千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	—
(2)債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	3,377,773	104,121	△80,775
合計	3,475,973	155,321	△80,775

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）及び当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務（千円）	△863,276	△923,938
(2)年金資産（千円）	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異（千円）	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）（千円）	△99,674	△74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)（千円）	295,854	358,725
(7)前払年金費用（千円）	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)－(7)（千円）	171,861	163,241

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
--	-------	-------

	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用（千円）（注1）	88,343	82,778
(2)利息費用（千円）	17,358	21,581
(3)期待運用収益（減算）（千円）	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額（千円）	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額（千円）	△24,747	△24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)（千円）	141,279	124,813
(7)その他（千円）（注2）	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)（千円）	154,016	138,708

（注）1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（前事業年度 24,086千円、当事業年度 23,250千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（千円） 賞与引当金損金算入限度超過額 76,822 減価償却費限度超過額 9,711 退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876 役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 36,960 有価証券評価差額 73,917 その他 49,290 繰延税金資産小計 489,645 評価性引当額 △143,338 繰延税金資産合計 346,307 繰延税金負債 前払年金費用 △190,313 その他 △5,036 繰延税金負債合計 △195,349 繰延税金資産の純額 150,957 （注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 （千円） 流動資産－繰延税金資産 138,637 固定資産－長期繰延税金資産 12,320	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産（千円） 賞与引当金損金算入限度超過額 104,776 減価償却費限度超過額 8,449 退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844 役員退職慰労引当金否認額 38,231 投資有価証券評価損否認 7,231 非上場株式評価損否認 32,458 未払事業税否認 42,773 有価証券評価差額 155,788 その他 40,414 繰延税金資産小計 546,968 評価性引当額 △ 96,431 繰延税金資産合計 450,536 繰延税金負債 前払年金費用 △212,388 その他 △1,733 繰延税金負債合計 △214,121 繰延税金資産の純額 236,414 （注）繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 （千円） 流動資産－繰延税金資産 169,661 固定資産－長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 (%) 法定実効税率 40.69 (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 0.53 交際費等永久に損金算入されない項目 0.81 受取配当金等永久に益金に算入されない項目△0.09 住民税均等割等 0.21 税効果未認識差異 △2.54 その他 △0.01 税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59
--	--

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円） (注3)	科目	期末残高（千円） (注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引 (注1)	1,099,573	短期貸付金	—

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	--	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
同一の親 会社を持 つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 (注１)	148,802	長期差 入保証 金	99,186
同一の親 会社を持 つ会社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 (注２) ハウジングサー ビス料支払 (注２)	44,184 16,824	その他 未払金 その他 未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- ２．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注３)	科目	期末残高 (千円) (注３)
親会社	みずほ 証券 株式会社	東京都 千代田区	125,167,284	金融 商品 取引業	(被所有) 直接76.70 間接 7.87	当社設定の 投資信託受 益権の募集 ・販売 役員の兼任	債券等の現先 取引（注１） 当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注２）	999,719 6,121,248	短期 貸付金 未払手 数料	— 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- （注）１．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- ２．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- ３．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の

子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金（千円）	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社 (注4)	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 (注1)	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサービス料支払 (注2)	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
4. 同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 11,892円19銭 1株当たり当期純利益金額 276円33銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 12,168円58銭 1株当たり当期純利益金額 611円54銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

（自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	（自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第52期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7,782,373
有価証券	6,519,114
貯蔵品	2,658
未収委託者報酬	1,723,116
未収運用受託報酬	88,311
繰延税金資産	145,384
その他	276,801
流動資産合計	16,537,760
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	23,235
器具・備品（純額）	38,697
リース資産（純額）	4,633
建設仮勘定	19,237
有形固定資産合計	※1 85,803
無形固定資産	
ソフトウェア	5,746
ソフトウェア仮勘定	23,289
その他	91
無形固定資産合計	29,126
投資その他の資産	
投資有価証券	4,133,330
長期繰延税金資産	171,731
前払年金費用	496,329
長期性預金	3,000,000
その他	140,033
投資その他の資産合計	7,941,423
固定資産合計	8,056,354
資産合計	24,594,115

(単位：千円)

第52期中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
リース債務	7,708
未払金	
未払収益分配金	584
未払償還金	21,632

未払手数料	868,432
その他未払金	431,828
未払金合計	1,322,478
未払法人税等	480,811
未払消費税等	97,540
賞与引当金	210,000
その他	395,058
流動負債合計	2,513,597
固定負債	
長期リース債務	5,214
退職給付引当金	169,627
役員退職慰労引当金	62,125
執行役員退職慰労引当金	118,916
固定負債合計	355,883
負債合計	2,869,481
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	2,334,795
利益剰余金合計	14,813,288
自己株式	△6,827
株主資本合計	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△367,827
評価・換算差額等合計	△367,827
純資産合計	21,724,633
負債純資産合計	24,594,115

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

第52期中間会計期間	
（自 平成23年4月 1日	
至 平成23年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	9,515,771
運用受託報酬	89,151
営業収益合計	9,604,923
営業費用及び一般管理費	※1 8,484,728
営業利益	1,120,194
営業外収益	
受取配当金	19,183
有価証券利息	20,884
受取利息	13,101
時効成立分配金・償還金	7,857
その他	1,478

営業外収益合計	62,506
営業外費用	
支払利息	344
時効成立後支払分配金・償還金	2,939
その他	37
営業外費用合計	3,321
経常利益	1,179,379
特別利益	
投資有価証券売却益	5,403
特別利益合計	5,403
特別損失	
固定資産除却損	0
投資有価証券売却損	9,519
特別損失合計	9,519
税引前中間純利益	1,175,263
法人税、住民税及び事業税	468,824
法人税等調整額	15,861
法人税等合計	484,685
中間純利益	690,577

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第52期中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）	
株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	12,118,000

当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	2,646,588
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	2,334,795
利益剰余金合計	
当期首残高	15,125,082
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	14,813,288

(単位：千円)

第52期中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
自己株式	
当期首残高	△6,827
当中間期変動額	
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	△6,827
株主資本合計	
当期首残高	22,404,254
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	—
当中間期変動額合計	△311,793
当中間期末残高	22,092,460
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△227,077
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間 期変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△140,749
当中間期末残高	△367,827
純資産合計	

当期首残高	22,177,176
当中間期変動額	
剰余金の配当	△1,002,371
中間純利益	690,577
自己株式の取得	—
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）	△140,749
当中間期変動額合計	△452,543
当中間期末残高	21,724,633

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関係会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法

により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	499,280千円

（中間損益計算書関係）

項 目	第52期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産 10,694千円 無形固定資産 22,365千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	—	—	756

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第52期中間会計期間（平成23年9月30日）

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）

2. 参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,782,373	7,782,373	—
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,009,060	3,019,200	10,139
その他有価証券	7,318,646	7,318,646	—
(3) 未収委託者報酬	1,723,116	1,723,116	—
(4) 長期性預金	3,000,000	3,004,175	4,175

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額

によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	324,737

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	3,009,060	3,019,200	10,139
	(3)その他	—	—	—
	小計	3,009,060	3,019,200	10,139
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		3,009,060	3,019,200	10,139

2. 関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	703,010	701,741	1,268
	③その他	—	—	—
	(3)その他	4,002	4,000	2
	小計	707,012	705,741	1,270
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	35,280	45,457	△10,177
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	1,008,960	1,009,913	△953
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,567,394	6,177,711	△610,317
	小計	6,611,634	7,233,082	△621,448
合計		7,318,646	7,938,824	△620,177

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額247,637千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

第52期中間会計期間末（平成23年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第52期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第52期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,920円27銭
1株当たり中間純利益金額	378円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項 目	第52期中間会計期間末 （平成23年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,724,633
普通株式に係る純資産額（千円）	21,724,633
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0

1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822
-----------------------------	-------

（注） 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

項 目	第52期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
中間純利益 (千円)	690,577
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	690,577
期中平均株式数 (千株)	1,822

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三井住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成24年4月1日現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成24年3月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
----	-------------------	-------

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸福証券株式会社	852	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年5月20日
有価証券届出書の訂正届出書	平成23年4月18日 平成23年11月18日
有価証券報告書	平成23年5月20日
半期報告書	平成23年11月18日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月28日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー トピックス インデックスの平成23年2月23日から平成24年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー トピックス インデックスの平成24年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月29日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニュー トピックス インデックスの平成22年2月23日から平成23年2月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニュー トピックス インデックスの平成23年2月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)